

川 場 村 地 域 防 災 計 画

震 災 対 策 編

令 和 3 年 3 月

川 場 村 防 災 会 議

目 次

総 則	総-1
第1節 計画の目的	総-1
第2節 防災の基本理念	総-2
第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	総-3
第4節 川場村における被害の想定	総-11

【震災対策編】

第1部 災害予防	予-1
第1章 地震に強いまちづくり	予-1
第1節 村域の保全	予-2
第2節 地震に強いまちづくりの推進	予-3
第3節 建築物の安全化	予-4
第4節 ライフライン施設等の機能の確保	予-6
第5節 液状化対策	予-7
第6節 危険物施設等の安全確保	予-7
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	予-8
第1節 緊急地震速報と地震情報	予-8
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	予-13
第3節 通信手段の確保	予-14
第4節 職員の応急活動体制の整備	予-16
第5節 防災関係機関の連携体制の整備	予-17
第6節 防災中枢機能等の確保	予-19
第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備	予-21
第8節 消火活動体制の整備	予-23
第9節 緊急輸送活動体制の整備	予-25
第10節 避難の受入体制の整備	予-27
第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	予-31
第12節 広報・広聴体制の整備	予-33
第13節 二次災害の予防	予-34
第14節 複合災害対策	予-35
第15節 防災訓練の実施	予-36
第3章 村民等の防災活動の促進	予-37
第1節 災害被害を軽減する村民運動の展開	予-37
第2節 防災思想の普及	予-39
第3節 村民の防災活動の環境整備	予-42
第4節 隣保、互助、民間団体活用計画	予-46
第4章 要配慮者対策	予-47
第1節 要配慮者対策	予-47
第5章 その他の災害予防	予-54
第1節 地震防災緊急事業の推進	予-54
第2節 孤立化集落対策	予-55
第3節 帰宅困難者対策	予-57
第4節 災害廃棄物対策	予-59
第5節 罹災証明書の発行体制の整備	予-59
第6節 学校施設の災害予防	予-60
第7節 文化財の災害予防	予-61

第2部 災害応急対策	応-1
第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	応-1
第1節 地震情報の収集・連絡	応-2
第2節 災害情報の収集・連絡	応-5
第3節 通信手段の確保	応-8
第2章 活動体制の確立	応-10
第1節 災害対策本部の設置	応-10
第2節 災害対策本部の組織	応-13
第3節 災害警戒本部等の設置	応-19
第4節 職員の非常参集	応-20
第5節 広域応援の要請等	応-23
第6節 自衛隊への災害派遣要請	応-26
第3章 救助・救急、医療及び消火活動	応-30
第1節 救助・救急活動	応-30
第2節 医療活動	応-33
第3節 消火活動	応-36
第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	応-37
第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	応-37
第2節 交通の確保	応-38
第3節 緊急輸送	応-42
第5章 避難の受入活動	応-45
第1節 避難誘導	応-45
第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	応-50
第3節 応急仮設住宅等の提供	応-54
第4節 広域一時滞在	応-57
第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ	応-59
第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	応-61
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	応-61
第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	応-66
第1節 保健衛生活動	応-66
第2節 防疫活動	応-68
第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置	応-70
第8章 被災者等への的確な情報伝達活動	応-73
第1節 広報・広聴活動	応-73
第9章 社会秩序の維持に関する活動	応-75
第1節 社会秩序の維持	応-75
第10章 施設、設備の応急復旧活動	応-76
第1節 施設、設備の応急復旧	応-76
第2節 公共土木施設の応急復旧	応-77
第3節 電力施設の応急復旧	応-78
第4節 ガス施設の応急復旧	応-79
第5節 上下水道施設の応急復旧	応-80
第6節 電気通信設備の応急復旧	応-81
第11章 二次災害の防止活動	応-82
第1節 二次災害の防止	応-82
第12章 自発的支援の受入れ	応-84
第1節 ボランティアの受入れ	応-84
第2節 義援物資・義援金の受入れ	応-86
第13章 要配慮者対策	応-88

第1節 要配慮者の災害応急対策	応-88
第14章 その他の災害応急対策	応-91
第1節 学校の災害応急対策	応-91
第2節 文化財施設の災害応急対策	応-94
第3節 生業資金等の貸与	応-95
第4節 労働力の確保	応-96
第5節 災害救助法の適用	応-98
第6節 動物愛護	応-100
第3部 災害復旧・復興	復-1
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	復-1
第2節 原状復旧	復-2
第3節 計画的復興の推進	復-4
第4節 被災者等の生活再建の支援	復-5
第5節 被災中小企業等の復興の支援	復-8
第6節 公共施設の復旧	復-10
第7節 激甚災害法の適用	復-11
第8節 復旧資金の確保	復-14

総 則

第 1 節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、大規模な地震に対処するため災害対策基本法第42条の規定に基づき、川場村防災会議が作成する計画であって、被害の軽減と応急対策及び復旧対策について総合的に定め、村民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

村域にかかわる防災に関し、地震は一般的に予知することが困難であり、その被害は突発性・広域性・火災等二次災害の発生といった特徴がある。

このような地震災害の特徴と社会的影響の大きさに鑑み、この計画を「震災対策編」として策定する。

この計画は、村及び防災関係機関の防災業務の実施すべき事項及び実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡・調整を図るための大綱を示すものであり、村及び防災関係機関はこの計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を要領等で定め、震災対策の万全かつ円滑な推進に努めるものとする。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、村域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、村、県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。あわせて、村、県及び指定地方行政機関を中心に、村民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、村、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者及び村民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及びその他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は発災後、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

村、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 責務

村は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、大規模地震災害から村域並びに村民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関等の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 村

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 川場村防災会議に関する事務	15 災害時の水道水の確保と給水
2 防災に関する施設、組織の整備と訓練	16 遺体の収容、埋火葬
3 災害情報の伝達と広報	17 被災村有施設の応急対策
4 災害による被害の調査と情報の収集と報告等	18 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
5 避難場所、避難路の整備	19 災害時におけるボランティア活動の支援及び推進
6 広域相互応援の調整	20 災害義援金品の募集、配分
7 自衛隊の派遣要請	21 避難行動要支援者への対応
8 救助、防疫等罹災者の救助、保護、医療	22 被災産業に対する応急措置及び融資等の斡旋
9 災害時の清掃、防除と拡大防止	23 被災時における文教対策
10 災害時における交通、輸送の確保	24 消防活動及び水防活動
11 避難所の設営と運営	25 災害対策要員の動員、雇い上げ
12 応急住宅の確保	26 災害復旧資材の確保
13 広域的な避難者の受入れ	
14 食料、生活必需品の調達、備蓄	

3 県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
沼 田 警 察 署	1 緊急車両通行のための主要国道、県道、及び村道の交通規制に関する こと。 2 警察通信による災害情報の収集、伝達に関すること。 3 村民生活安定のための治安警備に関すること。 4 人命救助及び避難・誘導等に関すること。
利 根 沼 田 行 政 県 税 事 務 所	1 災害情報の受領及び伝達に関すること。 2 概括的な災害情報の収集に関すること。 3 村との連絡調整に関すること。 4 緊急通行車両の確認事務に関すること。 5 商工業に係る災害情報の収集及び災害応急対策に関すること。 6 生活必需品の調達及び供給に関すること。
利 根 沼 田 保 健 福 祉 事 務 所	1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生、環境及びごみ・し尿に係る災害情 報の収集及び災害応急対策に関すること。 2 飲料水の供給に関すること。
沼 田 土 木 事 務 所	1 土木関係全般の指導及び災害対策に関すること。
利 根 沼 田 環 境 森 林 事 務 所	1 林業関係の被害調査及び応急対策の協力指導に関すること。
利 根 沼 田 農 業 事 務 所	1 ため池、ダム及び水門等の農業施設の防災対策に関すること。
利 根 教 育 事 務 所	1 災害救助用教科書等の支給協力に関すること。

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関 東 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関 東 総 合 通 信 局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営。 2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導。 3 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置の実施(臨機の措置)。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供。
関 東 財 務 局 前 橋 財 務 事 務 所	1 金融機関に対する非常金融措置の斡旋、指導等に関すること。 2 災害復旧事業費の査定立ち合いに関すること。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4 国有財産の貸付け、譲与及び売払いに関すること。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関 東 信 越 厚 生 局	1 国立病院機構の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関すること。 2 国立病院機構収容患者の医療等の指示調整に関すること。 3 負傷者の国立病院機構における医療助産救助の指示調整に関すること。 4 医療救護班の応援派遣に関すること。
群 馬 労 働 局	1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要なる労働力の確保に関すること。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
関 東 農 政 局 群 馬 県 農 政 点	1 災害予防 (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食料の供給に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 (2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関 東 森 林 管 理 局 利 根 沼 田 森 林 管 理 署	1 森林治水における災害予防に関すること。 2 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 3 災害復旧用木材(国有林材)の斡旋に関すること。
国土交通省関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所	管轄する河川・道路について工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧 (1) 災害復旧工事の施行 (2) 再度災害防止工事の施行
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関 東 東 北 産 業 局 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
関 東 運 輸 局 群 馬 運 輸 支 局	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 3 不通区間の迂回輸送等の指導に関すること。
東 京 管 区 気 象 台 前 橋 地 方 気 象 台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

5 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第 1 2 旅 団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与に関する事。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日 本 郵 便 (株) (川 場 郵 便 局) (川 場 温 泉 郵 便 局)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害特別事務取扱に関する事。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援 護対策 ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群 馬 支 店)	1 電気通信設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
(株) N T T ド コ モ (群 馬 支 店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
日 本 銀 行 (前 橋 支 店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日 本 赤 十 字 社 (群 馬 県 支 部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送運営に関する事。
日 本 放 送 協 会 (前 橋 放 送 局)	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。
独 立 行 政 法 人 日本原子力研究開発機構 (高崎量子応用研究所)	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事。
日 本 通 運 (株) (群 馬 支 店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) (渋 川 支 社)	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公 社) 群 馬 県 医 師 会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
(公社)群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
(公社)群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関すること。
ガ ス 事 業 所	1 L P ガス設備の保安の確保に関すること。
(一社)群馬県L P ガス 協会(利根・沼田支部)	2 L P ガスの供給の確保に関すること。 3 会員事業者の連絡調整に関すること。
群 馬 県 石 油 協 同 組 合	1 石油等燃料の供給に関すること。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
(一社)群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
放 送 機 関 群 馬 テ レ ビ (株) (株)エフエム群馬 沼田エフエム放送(株)	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。 5 緊急告知の周知に関すること。

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報 道 機 関	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
J A 利 根 沼 田 東 部 支 店	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 村又は県が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
利 根 沼 田 森 林 組 合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 村又は県が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
病 院 経 営 者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2 被災傷病者の救護に関すること。
社 会 福 祉 施 設 者 社 経 営	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
川 場 村 会 社 会 福 祉 協 議 会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
川 場 村 商 工 会 社 物 品 販 売 会 社	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 県又は村が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
金 融 機 関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学 校 法 人	1 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 2 避難所としての施設の整備に関すること。
危 険 物 等 施 設 の 管 理 者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺村民の安全の確保に関すること。
建 設 業 協 会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農 業 用 用 排 水 施 設 の 管 理 者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

第4節 川場村における被害の想定

1 過去の地震

県内における主な地震は以下のとおりである。この中で死者数が最も多い地震は、昭和6年に発生した「西埼玉地震」となっている。

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震 度	被害状況
818.?.? (弘仁 9)	・・・ (関東諸国)	>7.5		(相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数)
1916.2.22 (大正5)	・・・ (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸
1923.9.1 (大正12)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	5：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸
1931.9.21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊
1964.6.16 (昭和39)	新潟地震 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所 ・前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：邑楽郡板倉町大字板倉 4：沼田市西倉内町 ・利根郡片品村大字東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：利根郡片品村大字東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・邑楽郡明和町新里 ・邑楽郡千代田町大字赤岩 ・邑楽郡大泉町日の出 ・邑楽郡邑楽町大字中野	死者1人、負傷者41人、家屋半壊7棟、家屋一部破損17,675棟
2018.6.17 (平成30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、吉岡町、東吾妻町	住家一部破損4棟

資料：「群馬県地震被害想定調査」(平成24年6月、群馬県)

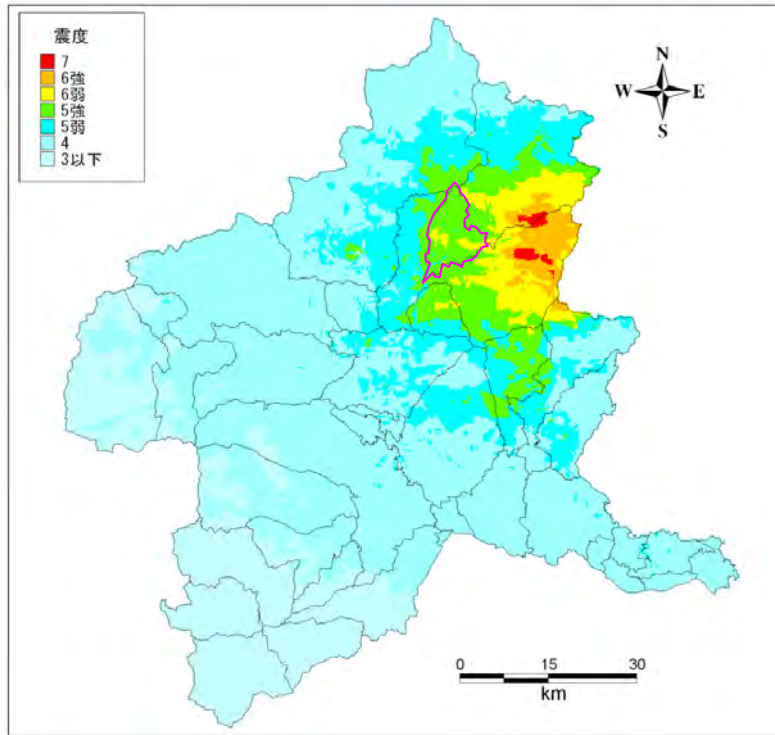
「群馬県耐震改修促進計画」(平成19年1月、群馬県)

「群馬県HP」(平成24年1月11日現在、群馬県)

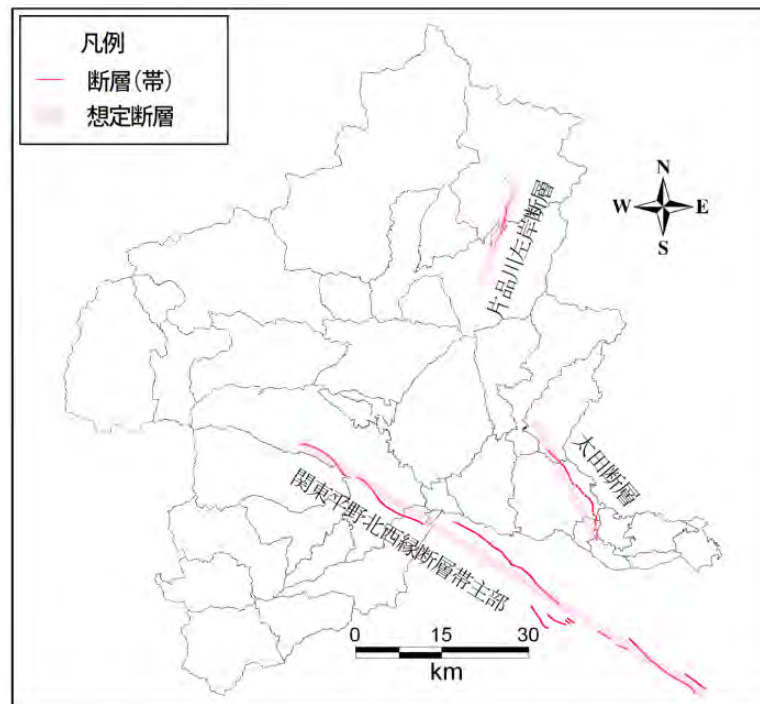
2 地震想定

群馬県が実施した「地震被害想定調査」（平成24年6月）の予測結果によると、川場村は「震度6弱」になっている。

本計画では、この地震を想定した予防、及び応急対策を位置づける。



片品川左岸断層による地震(M7.0)の場合の地表震度分布



被害想定を行う3つの断層(帯)と想定断層の位置図
資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

3 地震被害想定

想定された地震による被害は、以下のように予測されている。

なお、想定断層は「片品川左岸断層」とし、季節と時間帯の想定ケースは、被害が比較的に大きい冬期の午前5時とした。

被害項目		川場村	群馬県全域
◇人的被害◇			
建物被害による人的被害	死 者	0.0人	3.9人
	負傷者	2.6人	59.9人
	(うち 屋内収容物の 転倒・落下による)	死 者	0.2人
		負傷者	12.6人
屋外通行による人的被害			
ブロック塀倒壊による 人的被害	死 者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	1.0人
自動販売機転倒による 人的被害	死 者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	0.0人
屋外落下物による 人的被害	死 者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	0.0人
土砂災害による人的被害	死 者	0.2人	19.2人
	負傷者	0.2人	24.1人
火災による人的被害	死 者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	0.0人
◇建物、その他被害◇			
配水管被害	—	2件	17件
断水世帯数	(直後)	94.1世帯	1,520世帯
	(1日後)	0世帯	0.2世帯
L P ガス被害		1件	29件
停電率		0.092%	0.02%
不通回線予測		0回線	14回線
避難者予測	(1日後)	24.7人	766人
	(1か月後)	24.7人	766人
帰宅困難者数	帰宅困難者	0.0人	0.0人
	徒歩帰宅者	2,104人	1,279,999人

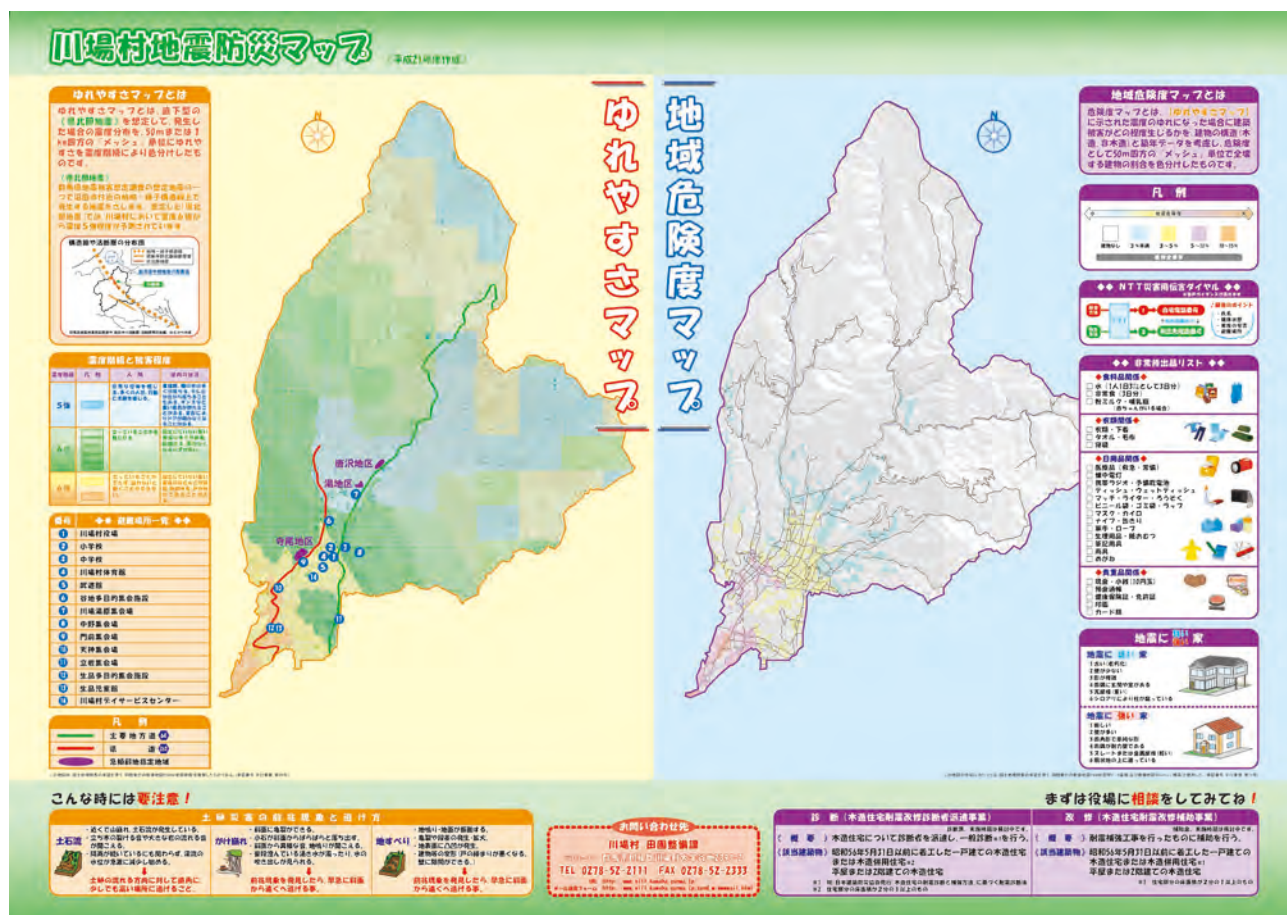
資料：「群馬県地震被害想定調査」(平成24年6月、群馬県)

4 川場村の揺れやすさ

村が作成した地盤の揺れやすさを示す「ゆれやすさマップ」と、建物の倒壊率を示した「地域危険度マップ」を示す。

計測震度をみると、多くの居住域で震度6弱以上になっている。

倒壊率は、多くの居住域で3～5%超になっている。



第1部 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる村落をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための村民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

第1章 地震に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。（災害対策基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号）

このため、村、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

第1節 村域の保全

村[総務課、田園整備課]、河川管理者、農業用排水施設管理者

1 水害防止事業の推進

地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者及びその他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

2 土砂災害防止事業の推進

地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、土砂災害防止事業の各実施機関は、土砂災害に係る危険箇所を「砂防指定地」（砂防法）、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法）、又は「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の指定の推進に努めるとともに、危険度の高い箇所から順次計画的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、及び治山事業を計画的に進めるものとする。

また、県（砂防課）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、知事は村長の意見を聴きながら、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うものとする。

また、村及び県（危機管理課、建築課）は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	2-1	土石流危険渓流一覧表
同	2-2	地すべり危険箇所一覧表
同	2-3	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同	2-4	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
同	2-6	山地災害危険地区状況一覧表
同	2-7	山地災害危険地区一覧表
同	2-8	山地災害危険地区位置図
同	2-9	災害危険区域に関する類似用語の説明
同	2-10	土砂災害危険区域等の指定状況
同	2-11	土砂災害警戒区域等位置図
同	2-12	土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

第2節 地震に強いまちづくりの推進

村[むらづくり振興課]

村は、危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、崖崩れ、山崩れ等の地盤災害の予防を図る。

1 地震に強いまちづくりの推進

- (1) 村及び県は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、村民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。
- (2) 村は、住宅地図等に地すべり、土石流、崖崩れ、山崩れ等、地震時に発生が予想される危険箇所及びそれぞれに対する避難場所等を記入し、県防災担当課・出先担当事務所及び消防機関等が保管するところにより、地震発生時の迅速な対応を図る。
- (3) 村は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するとともに、危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。
- (4) 地震発生時に大きな被害の発生が予想される老朽住宅密集地に対する地震防災対策を推進するほか、砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、又は農業用配水施設であるため池等で、家屋の密集している地域の地震防災上必要な施設の整備を図る。
- (5) 災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 都市防災構造化推進事業の利用

村及び県は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- (1) 災害危険度判定等調査事業
- (2) 村民等のまちづくり活動支援事業

第3節 建築物の安全化

村[総務課、健康福祉課、むらづくり振興課、教育委員会事務局]

1 建築物の耐震性の確保

村及び県(建築課)は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

村及び県は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

(2) 耐震改修に係る支援制度

群馬県耐震改修促進計画の目標達成に向けて、村及び県が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 村、県及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設(以下、この節において「公共建築物等」という。)については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、以下の建築物が対象となる。

- 1 村役場、県庁舎、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- 2 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、体育館
- 3 病院、診療所
- 4 劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- 5 百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 6 運動施設(ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設)
- 7 ホテル又は旅館
- 8 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 10 博物館、美術館又は図書館
- 11 遊技場、公衆浴場
- 12 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 13 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- 14 工場
- 15 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 16 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 17 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、村及び県は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に関わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

(2) 村及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(3) 村及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 建築物の非構造部材脱落防止対策等の推進

村、県及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

4 文化財の保護

村及び県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第4節 ライフライン施設等の機能の確保

村[総務課、田園整備課]、ライフライン事業者、公共機関

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、村民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、村、県及びライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能の確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
- (2) 村、県及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに村又は県が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (6) 医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心掛けるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 3-1 各種ライフライン担当連絡先一覧表

第5節 液状化対策

村[田園整備課]

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

村は県(建築課)と連携し、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、村民へ液状化対策についての知識の普及を図るものとする。

第6節 危険物施設等の安全確保

村[総務課]、事業者

1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下、この節において「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

2 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

3 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備を推進するものとする。

4 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安全管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

5 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、村、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施である。

特に、村は、村民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、村民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。(以下、震災対策編において、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」をまとめて「避難勧告等」という。)

村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、気象庁が発表する速報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会(NHK)に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による村の防災無線等を通して村民に伝達される。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体及び報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日午後(金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日)に発表している。

4 南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

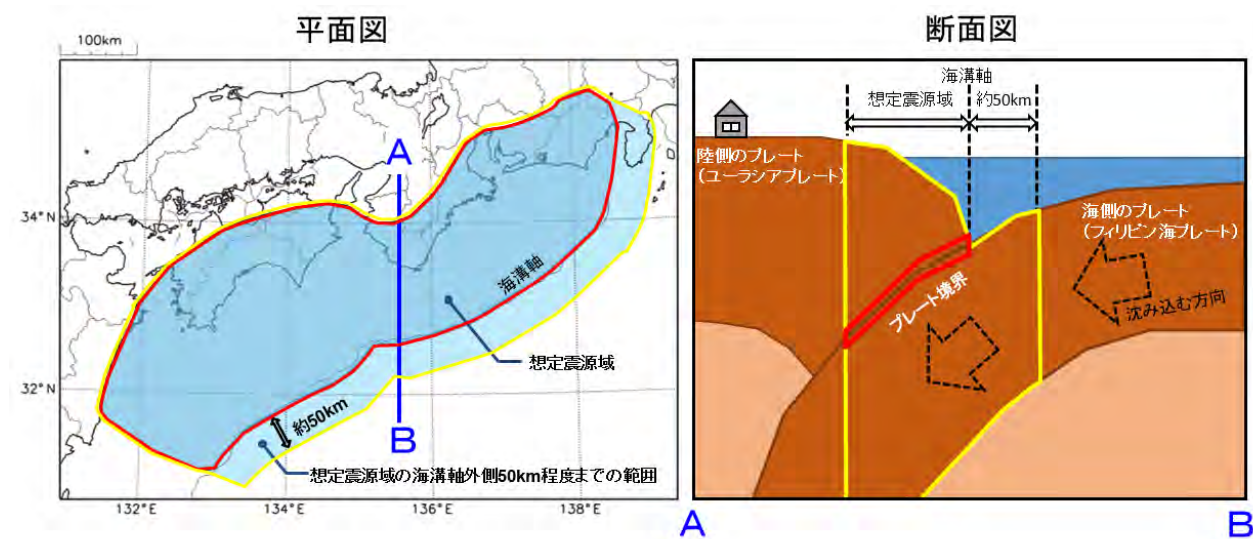
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

資料：気象庁「南海地震トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内(下図黄枠部)でマグニチュード6.8以上※¹の地震※²が発生 ・1か所以上のひずみ計※³での有意な変化※⁴と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※⁴が観測され、想定震源域内のプレート境界(下図赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべり※⁵が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁶ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※²が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内(科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域(中央防災会議、2013))のプレート境界部(図中赤枠部)と監視領域(想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部)

- ※1 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。
- ※2 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- ※3 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。
- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されています。
- 具体的には、
- レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
 - レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。
 - レベル3：レベル1の2倍に設定。
- 「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、
「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。
- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。
- 南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。
- なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。
- ※6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

資料：気象庁「南海地震トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html

本節の関係資料

資料編 4-4 気象庁震度階級関連解説表

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

村[総務課]、その他の防災関係機関

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

村、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 村、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- (2) 村は、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 村、県及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

村、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、無人航空機等による情報収集体制を整備するものとする。

4 緊急地震速報の伝達体制等の整備

村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を村防災行政無線等により村民等への伝達に努めるものとする。

なお、村民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の村民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 情報の分析整理

村及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第3節 通信手段の確保

村[総務課]、電気通信事業者、その他の防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、村、県、電気通信事業者及びその他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模地震を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

村、県(危機管理課)、電気通信事業者及びその他防災関係機関は、大規模地震発生時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び村民に対する災害情報の伝達を行うため、通信施設の整備、拡充及び耐震性の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して防災行政無線施設及びその他の施設の整備、通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

特に、防災行政無線の移動系無線機等の整備拡充を図るものとする。

2 通信施設の複数化

村及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、「サブセンサーの設置」、「防災行政無線の複数系化」等、代替通信施設の整備を図るものとする。

3 通信機器調達体制の整備

村及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に必要とされる、通信機器の備蓄又は調達に関する体制の整備を図るものとする。

4 災害時優先電話の指定

村、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

5 代替通信手段の確保

村、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。

なお、村においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

- (1) 防災行政無線
県、他市町村、消防本部及びその他防災関係機関との間で使用する。
- (2) 地域衛星通信ネットワーク
- (3) アマチュア無線

4 通信の多ルート化

村及び県(危機管理課)は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと村防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

5 通信訓練への参加

村、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

第4節 職員の応急活動体制の整備

村[総務課]、その他の防災関係機関

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 村は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
 - ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

- (1) 村は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

3 村における職員の応急活動体制の整備

村は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 毎年、所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 「災害時職員初動マニュアル」を作成し、これを全職員に配布する。
- (3) 村庁舎から2km以内に居住する職員の中から「緊急登庁員」を指名する。
- (4) 毎年、非常招集訓練を実施する。
- (5) 毎年、新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

村[総務課]、県警察、消防機関、その他の防災関係機関

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては実効性の確保に留意する必要がある。

1 村における受援・応援体制の整備

- (1) 村は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村等との間での相互応援協定締結に努めるものとする。その際、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。
また、村は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。
なお、本村における相互応援協定の締結状況は資料編のとおりである。
- (2) 村は、避難勧告等を発令する際に、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 村は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 村は、国、県及び他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- (5) 村は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。
- (6) 村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 消防機関における応援体制の整備

- (1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定締結に努めるものとする。
なお、本県では、昭和50年に県内の全消防本部(11本部)が相互応援協定を締結した。
- (2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、あらかじめ人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 一般事業者等との連携体制の整備

村、県及びその他防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

4 救援活動拠点の整備

村及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

5 円滑な救助の実施体制の構築

村及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|----------------------|
| 資料編 | 10－1 | ヘリポート予定地一覧表 |
| 同 | 12－2 | 住宅資材等の調達先及び建設業者 |
| 同 | 16－1 | 消防相互応援協定書 |
| 同 | 16－2 | 災害時における相互援助協定 |
| 同 | 16－3 | 災害時における相互援助協定実施細目 |
| 同 | 16－5 | 群馬県防災航空隊応援協定 |
| 同 | 16－6 | 災害時における応急復旧業務に関する協定書 |

第6節 防災中枢機能等の確保

村[全ての部局]、公共機関、その他の防災関係機関

1 防災中枢機能の整備

- (1) 村、県及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 村及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

村、県、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 村及び県は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 道の駅は、災害活動の拠点として、外部からの受入れや中枢基地の機能を果たせるよう整備するものとする。

4 村における防災中枢機能の確保

村は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

- (1) 村庁舎に、災害対策本部室及び防災通信室を設置する。
- (2) 同室において次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。
 - ア 防災行政無線(個別受信機を含む。)
 - イ 消防防災無線
 - ウ 地域衛星通信ネットワークシステム
 - エ 防災地図情報
- (3) 村庁舎には、非常用電源を備える。
- (4) 村庁舎が使用不可能となった場合に備え、川場小学校に災害対策本部室、非常用食料・資機材備蓄倉庫、広域集積場所及び給水施設としての機能を付与する。

5 公的機関等の業務継続性の確保

- (1) 村及び県(危機管理課)等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、村及び県は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、食料・水・電気等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- (2) 村及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

村[総務課、健康福祉課]、医療機関、県警察、消防機関、自衛隊

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助用資機材の整備

- ア 村、消防機関、県警察、自衛隊及び県(危機管理課ほか)は、負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の地震発生時における救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。
- イ 自主防災組織は地震災害時に負傷者を一時的に収容及び保護するための応急的な措置に必要なバール、ノコギリ、スコップ、オノ、ジャッキ、発動発電機等と、これらを収納する倉庫などの設備及び資機材の整備に努めるものとし、村及び県(危機管理課)は、これを資金面で支援するものとする。

(2) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、村は、各機関における資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

- ア 県(医務課)は、被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、災害拠点病院を指定しておくとともに、被災地等に出動して救命活動等を行う災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の体制や、ドクターヘリの災害時運用要領の策定に加えて、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等の運用体制を整備しておくものとする。

(※DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

- イ 災害拠点病院は、次の2種類で構成するものとする。

(ア) 基幹災害拠点病院

県内で1病院(前橋赤十字病院)を指定する。

(イ) 地域災害拠点病院

県内の二次保健医療圏ごとにそれぞれ必要に応じて指定する。沼田保健医療圏においては、国立病院機構沼田病院及び利根中央病院が地域災害拠点病院として指定されている。

- ウ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能を有するものとする。

特に、基幹災害拠点病院については、大規模災害時における航空搬送拠点となる臨時医療施設(SCU)としての機能を発揮するために、防災ヘリや自衛隊の大型ヘリ等、複数機が駐機、離発着できる相当規模のスペースを確保するものとする。また、除染設備・防毒マスク等特殊災害に対する医療活動に必要な設備整備も促進していく。

- エ 群馬DMATは群馬DMAT指定病院及び群馬DMAT指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。

(2) 利根沼田地域災害医療対策会議の設置

- ア 県(利根沼田保健福祉事務所(利根沼田保健所を含む。以下同じ。))は、利根沼田地域における災害医療対策を協議するため、利根沼田地域災害医療対策会議を設置する。
- イ 利根沼田地域災害医療対策会議は、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、沼田利根医師会、医療機関、消防及び利根沼田保健福祉事務所で構成する。
- ウ 利根沼田地域災害医療対策会議では、災害時には指定避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMATや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。

(3) 医薬品、医療資機材の備蓄等

村、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

(4) 消防機関と医療機関等との連携

- ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。
- イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。
このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。
- ウ 村及び県(医務課)は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、川場小学校及び川場中学校を航空搬送拠点として広域的な救急医療体制の整備に努める。
なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(5) 災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

3 保健医療活動の調整機能の整備

村及び県(健康福祉課、利根沼田保健福祉事務所)は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の、保健医療活動の総合調整における実施体制の整備に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	8-1	医療機関一覧表
同	10-1	ヘリポート予定地一覧表
同	16-5	群馬県防災航空隊応援協定

第8節 消火活動体制の整備

村[総務課、健康福祉課]、県警察、消防機関、自衛隊

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により広域に同時に火災が発生し、特に市街地においては大火災に発展するおそれがある。

村及び消防機関は、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

1 消防力の整備

村は、次により消防力の強化に努めるものとする。

- (1) 消防組織の拡充、強化
「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充、強化に努めるものとする。
- (2) 消防施設等の整備、強化
村は、地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防ポンプ車、防火水槽、可搬式動力ポンプ等の消防施設等の整備について、年次計画を立てその強化を図るものとする。
特に消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、河川、湖沼等の水利体制の確立を図るものとする。

2 出火の防止

- (1) 建築同意制度の活用
消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用するものとする。
- (2) 村民に対する啓発
消防機関、村及び県(消防保安課)は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。
- (3) 防火管理等の教育
消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育するものとする。
- (4) 予防査察における指導
消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導するものとする。

3 村民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。
また、初期消火は、村民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果大きい。
このため、消防機関及び村は、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、村民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るものとする。
- (2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理課)を通じての県警察及び自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|---------------|
| 資料編 | 7-1 | 自衛隊の災害派遣要請等様式 |
| 同 | 10-1 | ヘリポート予定地一覧表 |
| 同 | 16-1 | 消防相互応援協定書 |
| 同 | 16-5 | 群馬県防災航空隊応援協定 |

第9節 緊急輸送活動体制の整備

村[総務課、田園整備課]、道路管理者、県警察、消防機関

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(運動場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

村及び県(危機管理課)は、運動場、展示場、体育館及びその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、村及び県(消防保安課)は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び村民等に周知するものとする。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

- (1) 村は、地震発生時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、道路管理者と協議し、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとする。

地震発生時に通行を確保すべき道路について地域防災計画との関係

県地域防災計画 (令和2年3月)	村地域防災計画 (令和3年3月)	群馬県 耐震改修促進計画 (平成19年1月)	川場村 耐震改修促進計画 (平成21年3月)
第1次緊急輸送道路 を指定 該当なし	該当なし	地震発生時に通行を 確保すべき道路とし て、左記道路指定	該当なし
第2次緊急輸送道路 を指定 主)平川横塚線の一部			
第3次緊急輸送道路 を指定 主)平川横塚線の一部	主)平川横塚線の一部	—	—
根拠法：災害対策基本法		根拠法：耐震改修促進法	

- (2) 同ネットワークにおいては、次の緊急輸送道路を指定しておくものとする。
- ア 第1次緊急輸送道路
 - (ア) 群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
 - (イ) 県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道
 - (ウ) これらの路線と第2次防災拠点を連絡する道路
 - イ 第2次緊急輸送道路
 - (ア) 県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
 - (イ) 第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路
 - ウ 第3次緊急輸送道路
 - 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

4 緊急輸送道路の耐震性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の耐震性の確保に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

5 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

6 運送事業者等との連携

県(危機管理課)は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷さばき及び輸送に係る協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。この際、村は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

7 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

本節の関係資料

- 資料編 9-2 緊急輸送道路図
- 同 9-3 緊急通行車両関係様式
- 同 10-1 ヘリポート予定地一覧表
- 同 16-4 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

第10節 避難の受入体制の整備

村[全ての部局]、施設管理者

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難村民の大量発生が予想される。

このため、村及びその他防災関係機関は、村民を適切に誘導し避難させるとともに、避難村民に対し、指定避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

- (1) 村は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。指定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 避難場所は、集团的に収容できる公園、グラウンド等とする。
 - イ 避難場所は、周辺の建物、工作物に倒壊の危険がなく、また付近に多量の危険物等が集積されていないこと。
 - ウ 避難人口は、昼間人口を考慮したものであること。
 - エ 避難距離は、おおむね2km以内であること。
 - オ 避難施設は、建築後著しく年数を経過した建物等、被災のおそれの高い建物は除くほか、耐震度調査を行うなどして安全性を確認して指定する。
 - カ 宿泊を要する避難施設の収容人員の算出は、2㎡/人を原則とする。
 - キ 避難施設に収容しきれない場合に備え、テント、簡易住宅等の活用を考慮しておくこと。
 - ク 避難施設が被災、あるいはその他の理由により使用することが不適当となった場合に備え、あらかじめ隣接市町村の協力を得るなどして移転先・移転方法等を考慮しておくものとする。
- (2) 村は、消防機関及び管轄警察署等と協議して避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の村民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成に当たっては、村民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する村民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと村民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村は、日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (5) 村は、避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。)を速やかに避難誘導するため、震災対策編第1部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- (6) 村及び県(観光魅力創出課)は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (7) 村及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (8) 村は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (9) 村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

- ア 村は、地震による災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。
- イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、村は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

3 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

- ア 村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、村民への周知徹底を図るものとする。
- イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から村民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や村民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、村は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 村は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

イ 村は、指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

加えて、指定避難所に指定した施設における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。

ウ 村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

エ 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具(LPGガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

村は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の村民への普及に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

4 案内標識の設置

(1) 村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

(2) 村は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

(3) 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(4) 村及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

村及び県(建築課)は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

村及び県(建築課)は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

村及び県(建築課)は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

村は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(5) 住居の斡旋及び民間賃貸住宅の借り上げ

村及び県(住宅政策課)は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

本節の関係資料

資料編	5-1	避難所に関する類似用語の説明等
同	5-2	指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表
同	5-3	避難者名簿
同	5-4	避難所収容カルテ
同	12-1	応急仮設住宅建設候補地一覧表
同	12-2	住宅資材等の調達先及び建設業者

第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

村[総務課]、村民

1 備蓄計画

- (1) 村は、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、震災時に必要とされる非常用食料、飲料水、生活必需品、救助用資器材及び関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせを行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 村及び県(危機管理課)は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、村民に対し啓発を行うものとし、村民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

村は、県(危機管理課、食品・生活衛生課、蚕糸園芸課、ぐんまブランド推進課、産業政策課、経営支援課)と連携し、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

3 食料の備蓄及び応援の要請

- (1) 村民は、自らの生命は自らで守るとの基本的精神のもとに、最低3日分の非常食料を家庭内に備蓄するよう努める。
- (2) 村は、被災後3日間は、県及び他都道府県等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努めるものとする。
- (3) 村は、以下の民間事業者と協定を結んでおり、食料の調達等に努めるものとする。

販売業者名	代表者	所在地	電話番号	備考
J A利根沼田東部支店	支店長	沼田市久屋原町383-10	0278-25-4455	
川場村小売商組合	組合長	利根郡川場村大字萩室385	0278-52-3308	
(株)田園プラザ川場	社長	利根郡川場村大字萩室385	0278-52-3711	

- (4) 隣接市町村及び世田谷区と協議し、協定を結ぶなどして、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担して行うなど、効率的、合理的備蓄に配慮するものとする。

4 被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備

- (1) 事業の目的
地震災害時における飲料水、電源の確保等、被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図る。
- (2) 整備の水準
飲料水、電源の確保等に必要の井戸、貯水槽、水泳プール、浄水器、自家発電設備、その他の施設及び設備の整備を図る。

本節の関係資料

- 資料編 16－2 災害時における相互応援協定
- 同 16－3 災害時における相互応援協定実施細目

第12節 広報・広聴体制の整備

村[総務課]、ライフライン事業者、報道・放送機関、その他の防災関係機関

1 広報体制の整備

- (1) 村、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

発生した地震の震源・規模	避難時の注意事項
被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
地震の可能性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
村民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難勧告等の内容	各種相談窓口
避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	村民の安否

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ(ケーブルテレビを含む)、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系無線(戸別受信機)、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網等

エ 広報媒体の整備を図る。

広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網、ケーブルテレビ網

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を大規模停電時も含め常に村民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

村、県(県民活動支援・広聴課ほか)、ライフライン事業者及びその他防災関係機関は、村民等からの問合せ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

第13節 二次災害の予防

村[総務課、田園整備課]

1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保

- (1) 村は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、村民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請するものとする。
- (2) 村は、被災宅地危険度判定のための資器材の備蓄を行うものとする。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

3 木造住宅密集地域における避難誘導體制の整備等

村は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編	12-3	被災宅地危険度判定に必要となる資器材一覧表
同	12-4	被災宅地危険度判定調査
同	12-5	被災宅地危険度判定ステッカー

第14節 複合災害対策

村[総務課]

1 複合災害への備え

村、県及びその他の防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

村、県及びその他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

村、県及びその他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等実動訓練の実施に努めるものとする。

第15節 防災訓練の実施

村[総務課]、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関

村、県及びその他防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア及び要配慮者を含めた村民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

村は、防災関係機関、自主防災組織並びに相互応援協定締結区・市町村の連帯体制の強化及び村民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、通信、動員、消防、警備、避難、救助、復旧等の各種訓練を総合的に実施する。

2 個別防災訓練の実施

防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施するものとする。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 非常通信訓練
- (5) 水防訓練
- (6) 応急復旧訓練

3 図上訓練の実施

村、県及びその他防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

4 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 村、県及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 村、県及びその他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 村民等の防災活動の促進

災害から村民の生命、身体及び財産を守ることは、村に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。村民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、村民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、村が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、村、県及びその他の防災関係機関は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、村民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する村民運動の展開

村[総務課]、村民

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う村民運動を展開する必要がある。

1 防災(減災)活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への体験として、地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーの設置などに取り組む。
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫として、ハザードマップの確認や家具の固定などに取り組む。
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりを推進する。
- (4) 学校教育の中で防災教育に取り組む。

2 正しい知識を魅力的な形で分かりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ア 実写やシミュレーション映像の活用
 - イ 過去の災害体験談の収集、活用
 - ウ 郷土の災害史の継承
 - エ 防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) 事業継続計画(BCP)への取組の促進

4 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 学校及び企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 村民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

- (1) 村民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくりの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

村[総務課、健康福祉課、教育委員会事務局]、県警察、消防機関

災害から村民の生命、身体、財産を保護することは、村に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するためには、併せて村民の一人一人が正しい防災知識を持ち、自らの安全は自らで守るという防災知識の高揚を図ることが重要である。

1 村職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう研修会、講習会等を実施するものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 震災対策計画の内容の周知
- (3) 村の実施すべき震災時の応急対策の内容
- (4) 震災時における個人の具体的役割と行動

2 防災知識の普及

村、県(危機管理課ほか)、県警察及び消防機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、村民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 家庭内の危険防止
 - ア 家具類の転倒防止
家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。
 - イ 物の落下防止
家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。
 - ウ ガラスの飛散防止
食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。
 - エ 火気器具周辺の整理整頓
コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。
 - オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止
家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。
- (2) 家庭防災会議の開催
災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
 - ア 地震が起きたときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)
 - イ 消火器具の備付け及び使用方法
 - ウ 家族間の連絡方法
 - エ 避難場所、指定避難所及び避難路の確認
 - オ 安全な避難経路の確認
 - カ 非常持ち出し品のチェック
 - キ 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
 - ク 高齢者、障害者、乳幼児及び妊産婦等要配慮者の避難方法
 - ケ 地震情報の入手方法
 - コ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

- (3) 非常持ち出し品の準備
 - ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
 - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急ばん創こう、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等)
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
 - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
 - キ 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
 - ア 身の安全の確保
 - 机や椅子に身を隠す。
 - 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
 - あわてて外に飛び出さない。
 - イ 火災を防ぐ
 - 火の始末をする。
 - 火が出たら初期消火に努める。
 - ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川縁に近づかない。
 - エ 避難方法は、可能な限り徒歩で避難する。また、携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。さらに、山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
 - オ 応急救護
 - 対応可能なけがは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - カ 救出活動
 - 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
 - キ 自動車運転者にとるべき行動
 - 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ラジオで災害情報を聞く。
 - 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- (5) 正しい情報の入手
 - ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - イ 村役場、消防署及び警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (6) 電話に関する留意事項
 - ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、N T Tが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

3 学校教育による防災知識の普及

村及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校教育を通じて地震に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童及び生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

村及び県(危機管理課ほか)は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で村民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、村民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 防災訓練の実施指導

村、県(危機管理課、私学・子育て支援課、教育委員会)、県警察及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、村民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

6 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

7 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

- (1) 被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
- (2) 男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

8 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

9 被災地支援に関する知識の普及

村及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3節 村民の防災活動の環境整備

村[総務課、健康福祉課]、県警察、消防機関、事業者、村民

災害時においては、村を始め防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、これに加えて村民の一人一人が災害について十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに、村民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織整備育成に努めることが重要である。

1 村民の果たすべき役割

村民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時からの災害発生後に至るまで可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

- (1) 平常時から実施する事項
 - ア 防災に関する知識の吸収
 - イ 家庭における防災の話合い
 - ウ 災害時の避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
 - エ 耐震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入
 - オ 家屋の補強等
 - カ 家具その他落下倒壊危険物の対策
 - キ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄(3日分備蓄の励行)
 - ク 非常持ち出し物資の準備・点検
- (2) 災害発生時に実施する事項
平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。
 - ア 正確な情報把握
 - イ 火災予防措置
 - ウ 適切な避難
- (3) 災害発生後に実施が必要となる事項
 - ア 出火防止及び初期消火
 - イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
 - ウ 秩序ある避難生活
 - エ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、地区単位に、「自分たちの村は、自分たちで守ろう」との村民の連帯意識に基づいて結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

なお、組織化に当たり女性の参画を促進する。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及
 - イ 火気使用設備器具等の点検
 - ウ 防災に必要な物資及び資器材の備蓄
 - エ 防災訓練の実施

- (2) 災害時の応急活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 要配慮者を始めとする村民の避難・誘導
 - エ 被災者の救護・救出、その他の救助
 - オ 給食及び給水
 - カ 衛生

3 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

- (1) 消防団の育成強化
村及び県(消防保安課)は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、幅広い年齢層の参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
- (2) 自主防災組織の育成強化
村及び県(危機管理課)は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。
 - ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努める。
 - イ 幅広い年齢層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。
- (3) 自主防犯組織の育成強化
村及び県(消費生活課)は、村民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

4 災害時におけるボランティア活動の環境整備

村及び県は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制を確立するものとする。

- (1) 災害時におけるボランティア活動の啓発
村及び県(県民活動支援・広聴課)は、広報紙、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。
- (2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり
村及び県(県民活動支援・広聴課)は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社及び社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。
- (3) 各領域における専門ボランティアとの連携
村及び県(関係各課)は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。
- (4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携
村及び県(県民活動支援・広聴課)は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

村及び県(県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課)は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、瓦礫、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、村民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

5 事業所(企業)防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、村及び県が実施する事業所との協定の締結や、防災訓練の実施等防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

- (1) 事業所(スキー場、道の駅等を含む)は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織をつくり、次の活動を行うものとする。
 - ア 従業員の防災教育
 - イ 情報収集伝達体制の確立
 - ウ 火災その他災害予防対策
 - エ 避難体制の確立
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 応急救護体制の確立
 - キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保(備蓄)
 - ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
 - ケ 事業所の耐震化
- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から村民及び自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援(帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など)も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。
- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、村及び県が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ村及び県と協定を締結するなど、平時から村及び県との連携に努める。

また、村及び県は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、また防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- (5) 村、県及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る取り組みや、優良企業表彰、事業所の防災に関わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、村及び県は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (6) 村及び県は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (7) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (8) 村及び県(監査指導課)は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (9) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (10) 村、県(経営支援課)及び川場村商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

6 村民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 村内の一定の地区内に居住する村民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 村は、自主防災組織の活動の高まりに合わせて、本計画に定めることができる地区防災計画について、内容及び提案手続等について周知を図る。

7 特定動物逸走に対する管理者の措置

特定動物の管理者は、災害発生時に特定動物の逸走防止に努めるとともに、村民・関係機関に対する通報・連絡体制及び緊急措置など、逸走した際にとるべき措置をあらかじめ確立しておかなければならない。

第4節 隣保、互助、民間団体活用計画

村[むらづくり振興課]

災害時において、災害対策本部職員では人手が不足する場合は、各種組織等に応援、協力を求めその対策に万全を期するものとする。

1 協力要請

村は、各種組織等の応援協力を必要と認める場合は、組織の代表者を通じ協力を要請するものとする。

2 奉仕作業の活動内容

- (1) 炊き出しその他の災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策物資の輸送及び配分
- (5) その他軽易な作業及び事務

3 組織等

- (1) 区組織
- (2) 婦人会組織

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

村[総務課、健康福祉課、教育委員会事務局]、要配慮者利用施設管理者、自主防災組織、県警察、消防機関、村民

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、村、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

現在、村において、災害時に自力で避難することが困難な方に関わる内容については、「川場村災害時要援護者避難支援計画」に基づいて実施されることになっている。

1 避難行動要支援者と要配慮者

村長は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

用語の定義	説明	川場村災害時要援護者避難支援計画中で対応する用語
避難行動要支援者	自ら避難することが困難な者であって、要配慮者のうち特に支援を要する者 ●対象者の範囲 [介護保険における要介護(要支援認定者)3以上等] [身体障害1・2級、知的障害療育手帳A等] [一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者]	災害時要援護者
要配慮者	高齢者、障害者及び乳幼児その他の特に配慮を要する者	—

2 避難支援等関係者との協力

(1) 避難支援等関係者

村は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び地域活動で主体となる団体(以下「避難支援等関係者」という。)の協力に基づき、避難行動要支援者対策を講じる。また、避難支援等関係者等の安全確保の措置を図る。

(2) 避難行動要支援者支援班

役場内に、情報の共有、避難支援プランの策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に進めるため、横断的組織として「避難行動要支援者支援班」を設ける。避難行動要支援者支援班の位置づけ、構成及び業務は次のとおりとする。

位置づけ	平常時	防災関係部局や福祉関係部局で横断的なプロジェクト・チーム。
	災害時	災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。
構成	平常時	班長(健康福祉課長)、班員(福祉担当者、防災担当者等) ※避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、民生児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。
	災害時	基本的に健康福祉課長・課員で構成。
業務	平常時	避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等。
	災害時	避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の避難行動要支援者支援班(仮称)等との連携・情報共有等

3 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

(1) 名簿の作成

村長は、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の必要な措置を実施するために、名簿を作成しておかなければならない。

なお、名簿を作成するに当たり、以下に示す事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(2) 要配慮者情報の利用

村長は、名簿の作成に当たり要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(3) 名簿の利用及び提供

ア 村長は、避難行動要支援者名簿記載事項又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)について、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ 村長は、災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供する。なお、避難支援等関係者及び提供方法を以下に示す。

ただし、村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者	提供方法
沼田警察署	事前に郵送
利根沼田広域消防本部	事前に郵送
利根沼田保健福祉事務所	事前に郵送
川場村社会福祉協議会	事前に直接配布。
区長	事前に区長会議にて直接配布。
民生児童委員	事前に定例会にて直接配布。

- ウ 名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - エ 名簿については、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、適切な管理に努めるものとする。
- (4) 名簿の更新
- 村は、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

4 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

- (1) 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。
- この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。又は、村の条例の定めにより、あらかじめ名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、提供を受ける者に対して名簿情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 村は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがあるときや災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。
- また、村、県及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

5 避難体制の強化

村は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

- (1) 避難勧告等の伝達体制の整備
- 村長が発令する避難勧告等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。
- (2) 避難誘導體制の整備
- 避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員を始め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。
- (3) 緊急避難場所から指定避難所への移送
- 村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施
- 災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

6 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難支援勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化する。判断基準は、災害ごと地域ごとに留意事項を個別具体的に定めるものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

避難行動要支援者及び避難支援者等への情報伝達	・村から各区長(又は自主防災組織の代表者)を通じ直接伝達する。 ・福祉関係機関・団体のネットワークを活用し、確実に情報伝達する。
情報伝達手段	・聴覚障害者：インターネット(電子メール、携帯メール等)、テレビ放送(ワンセグ放送も含む)、FAX ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等
情報伝達責任者	・避難行動要支援者支援班

7 福祉避難所

災害時には、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援など、安心して生活ができる施設が必要である。

(1) 福祉避難所の指定

村は、把握した避難行動要支援者情報をもとに災害時に必要となる施設を確保し、あらかじめ福祉避難所を指定する。なお、施設管理者と事前協定を行う。

(2) 指定すべき施設の要件

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用することとする。

(3) 指定情報の周知

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン(個別計画)の策定を通して、その所在や避難方法を避難行動要支援者及び村民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

8 避難誘導

- (1) 避難支援プランに基づく誘導
避難準備情報等を発令した場合は、村と地域住民等が連携し、避難支援プラン(個別計画)に基づき、避難誘導を行う。
そのため、平時から避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、村、利根沼田広域消防本部、消防団及び自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。
- (2) 自らの避難活動
避難行動要支援者自身も、平時に自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに移動してみ、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。
- (3) 経路の選定
避難経路の選定に当たっては危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

9 防災訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団及び自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、村民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画)に基づき実際に即した避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、村民、避難行動要支援者及び支援支援者が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、「川場村総合防災訓練」や、「土砂災害・全国統一防災訓練」などの訓練において、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練等を行うこととする。

10 環境整備

村及び県は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を付記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

11 人材の確保

村及び県は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

12 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施設の種類	県所管部署	川場村における対象施設
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	私学・子育て支援課 障害政策課	かわば森のこども園 フロール保育園
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設	介護高齢課	川場春光園 ベルジ武尊 ヴィラージュ尾瀬 武尊荘 川場村デイサービスセンター たやの家
③障害福祉サービス事業所 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	障害政策課	
④障害者支援施設 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設	障害政策課	
⑤障害者関係施設 【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム	障害政策課	
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	障害政策課	
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所	医務課	群馬パース病院 川場診療所 永井歯科
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	私学・子育て支援課 義務教育課 健康体育課	
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	健康福祉課	
イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	私学・子育て支援課 特別支援教育室 健康体育課	
ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所	健康福祉課	
エ【その他実質的に災害時要援護者に関連する施設】		

- (2) 要配慮者利用施設の安全性の確保
要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、震災に対する安全性を確保するものとする。
- (3) 要配慮者利用施設の防災体制整備
要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。
 - ア 自施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
 - イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
 - ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
 - エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)
 - オ 指定避難所、指定緊急避難場所及び避難経路の確認
 - カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
 - キ 村、消防機関及び警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
 - ク 避難誘導、救出等についての地域村民や自主防災組織との協力体制の整備
 - ケ 防災訓練等防災教育の充実
 - コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
 - サ 燃料の調達体制の確保
- (4) 村及び県の支援
 - ア 村及び県は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
 - イ 村は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
 - ウ 村は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
 - エ 村は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

13 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、村と協力して次の支援を行うものとする。

- (1) 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- (2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(村民や自主防災組織の協力を含む。)
- (3) 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

14 村民及び自主防災組織の支援

村民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

15 防災教育及び啓発

村及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を付記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

本節の関係資料

資料編 5-2 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

第5章 その他の災害予防

第1節 地震防災緊急事業の推進

村[全ての部局]

1 地震防災緊急事業の推進

第5次五箇年計画に基づき地震防災緊急事業を実施する村及び県の各部局は、本事業が緊急的な事業であることを十分認識し、地震防災に寄与する施設等が着実に整備されるよう事業の推進に努めるものとする。

第2節 孤立化集落対策

村[総務課、田園整備課]、電気通信事業者、その他防災関係機関

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

村は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防及び警察等関係機関と当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなられておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等土砂災害危険箇所及び雪崩危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

- (1) 村の対策
 - ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(区長、消防分団長等)を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。
また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
 - イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
 - ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
 - エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
 - オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。
 - カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
 - キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。
また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。
- (2) 道路管理者(村及び県)の対策
孤立化するおそれのある集落に通じる道路の防災工事(法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等)に計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

村[総務課、むらづくり振興課、教育委員会事務局]、自主防災組織、事業者、村民

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関復旧までの滞り場所の確保等が必要となる。

本村において、帰宅困難者は発生しないという予測結果が発表されているが、万が一に備えて帰宅困難者に対する情報提供や各種支援について検討する必要がある。

1 帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、村内では帰宅困難者は発生しない予測である。

【川場村における帰宅困難者数の予測結果一覧表】

(群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)から抜粋)

単位：人

通勤者・通学者			関東平野北西縁 断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
村内 から	村外 から	合計	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者
1,395	709	2,104	0	2,104	0	2,104	0	2,104

2 村及び県の帰宅困難者に対する取り組み

(1) 普及啓発

村及び県は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時滞在施設の提供

村は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

村は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

村及び県は、一時滞在施設等に関する情報、バスの運行、道路の復旧情報等に関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

村及び県は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所等の取り組み

- (1) 従業員の待機
事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。
- (2) 備蓄の確保
事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。
- (3) 事業所等における環境整備
事業所等は、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。
- (4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ
事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めおき、従業員への周知に努めるものとする。
- (5) 安否確認方法の周知
事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設等の取り組み

大規模な集客施設など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導体制の整備に努めるものとする。

5 各学校の取り組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第4節 災害廃棄物対策

村[住民課]、施設管理者、建築物所有者

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 村、県、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 村及び県(廃棄物・リサイクル課)は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 村は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 県(廃棄物・リサイクル課)は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (5) 村及び県(廃棄物・リサイクル課)は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (6) 村及び県(廃棄物・リサイクル課)は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編 11-1 利用清掃施設一覧表

第5節 罹災証明書の発行体制の整備

村[住民課]

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (4) 村は、県(危機管理課)が開催する住家被害調査担当者のための研修会への参加等により、災害時の住家被害調査の迅速化に協力するものとする。

本節の関係資料

資料編 6-4 罹災証明書様式

第6節 学校施設の災害予防

村[教育委員会事務局]

学校施設の災害予防については、学校建物に公共性、教育効果の向上及び地域性等十分考慮し、災害発生を未然に防止し、常時その防除措置を行って恒久的な災害予防に努めるものとする。

1 老朽建物の改築促進

老朽化した学校施設は、災害により被災する危険性が高いので、これらの建物の改築を次のとおり重点的に推進するものとする。

- (1) 建築年次の古いもの、又は構造上危険と判明した老朽建物等は、改築の促進を図る。
- (2) 改築に当たっては、耐震性の向上を図る。
- (3) 校舎等は、定期点検及び臨時点検を実施し、災害の防除に努めるものとする。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被害により健全な施設や人に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努める。

- (1) 国旗掲揚塔や野球のバックネット等、相当の高さ又は容量のあるものは、その健全度を確かめ、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具、機械等については、常時格納できる体制を整える。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防設備等については、いつでも使用できるよう体制を整える。
- (4) 建物以外の要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を期するものとする。

第7節 文化財の災害予防

村[教育委員会事務局]

地震等の災害から文化財を守るため関係者に対し、次により指導を実施する。

1 建造物の予防対策

指定文化財建造物については、地震による滅失、き損を防止するため村は、消防機関及び警察機関等と協力し、所有者、管理団体に対し、次の事項を指導し実施するものとする。

- (1) 防火管理体制を完備させる。
- (2) 環境の整理整頓を実施する。
- (3) 火の使用を特に注意させ、場合によっては制限させる。
- (4) 火災の危険箇所の早期発見と、その箇所の改善を早急に行う。
- (5) 火災警報は特に厳重に行う。
- (6) 消火設備を完備する。
- (7) 警報設備を完備する。
- (8) 避雷装備を極力設置する。
- (9) 消防用水の確保設置を講ずる。
- (10) 消防自動車の進入道路を確保する。
- (11) 防火壁、防火戸の設置を指導する。
- (12) 自衛消防組織の訓練を実施する。
- (13) 防火堀、消防帯を設ける。
- (14) 耐震強度に留意し、所要の保存修理を行っておく。
- (15) き損等の事故防止措置を講ずる。

2 美術工芸品等の予防対策

美術工芸品等は、極力耐火、耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な消火設備を整備するよう指導する。

3 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

- (1) 前述と同様な措置を講ずる。
- (2) 災害時の土砂流失等による被害を防止するため、平常管理を強化するよう指導する。

本節の関係資料

資料編 13-1 村内文化財一覧表

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、村民に最も身近な行政主体として、第一義的には村が当たり、県は、村を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、村及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

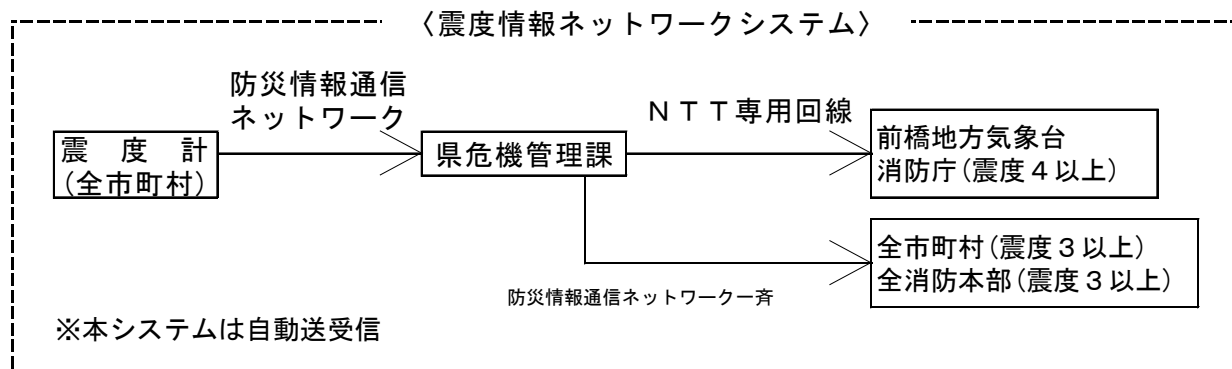
このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 地震情報の収集・連絡

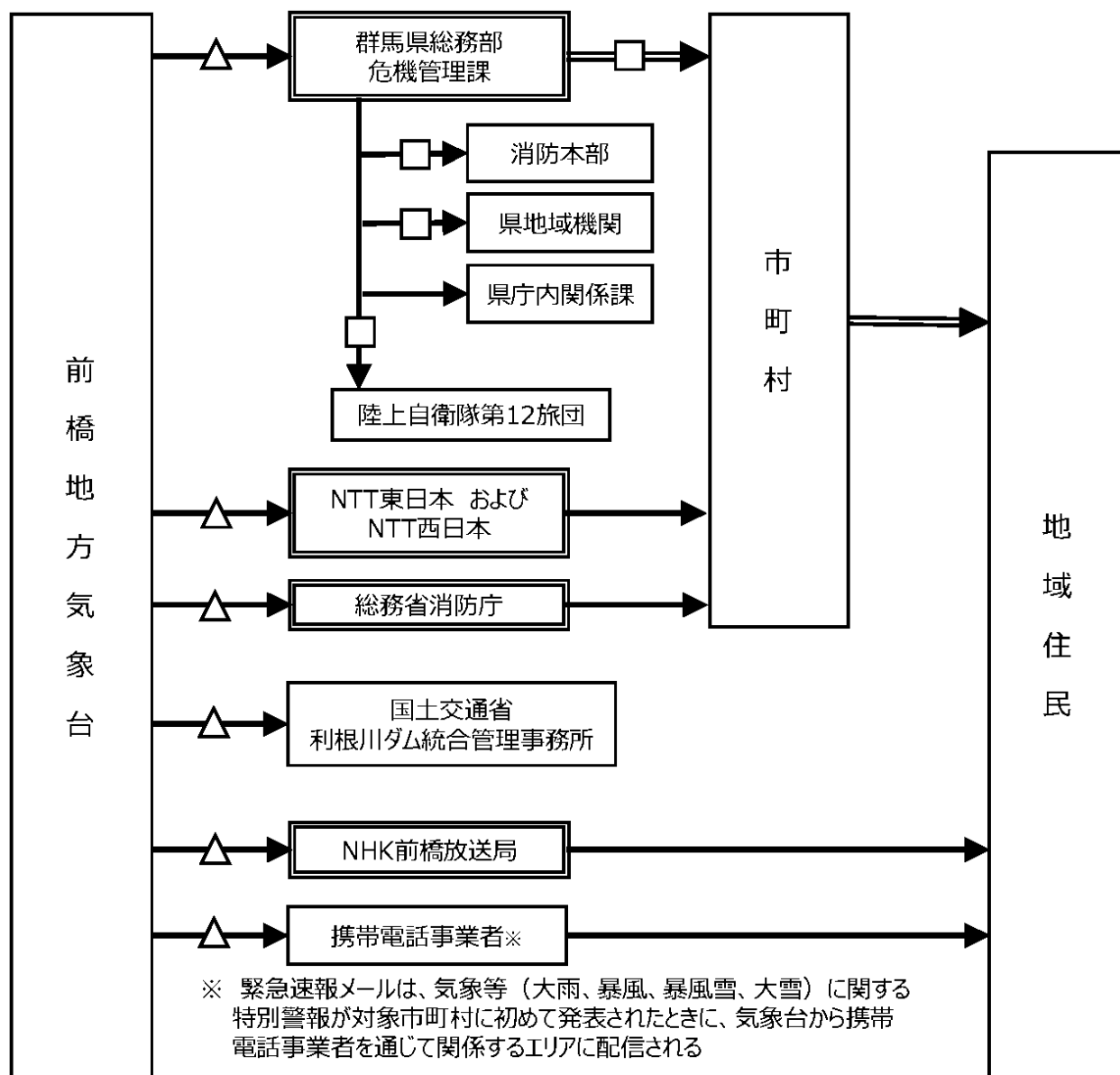
村[総務課]、前橋地方気象台、その他の防災関係機関

1 震度情報の収集及び連絡

- (1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達
県(危機管理課)は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)全てに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達するものとする。



- (2) 前橋地方気象台からの地震情報の伝達系統及び伝達手段
 前橋地方気象台からの地震情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

N T T回線の途絶により、震度情報及び地震情報が関係機関に伝達できない場合は、県(危機管理課)及び前橋地方気象台は、次表の手段により震度情報及び地震情報を伝達するものとする。この表によると、県から村への代替通信手段は、県防災情報通信ネットワークによって伝達されることになる。

県の代替通信手段

	県防災情報通信 ネットワーク	消 防 無 線	地域衛星通信 ネットワーク
前 橋 地 方 気 象 台	○		
消 防 庁		○	○
全 市 町 村	○		
消 防 本 部	○		
陸上自衛隊第12旅団	○		

前橋地方気象台の代替通信手段

	県防災情報通信 ネットワーク	専 用 電 話
県 (危 機 管 理 課)	○	
N H K 前 橋 放 送 局	○	○
県 警 察 本 部	○	

本節の関係資料

資料編 4-4 気象庁震度階級関連解説表

第2節 災害情報の収集・連絡

村[全ての部局]、県警察、消防機関、その他の防災関係機関

村、県及びその他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下、この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、被害情報の収集に当たっては、村民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。ところで、情報の錯そう等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な被害情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 村における災害情報の収集

村は、災害情報の収集及び被害報告が迅速かつ、的確に処理できるよう、関係班ごとに被害報告取扱責任者(正副各1名)を定めておくものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。被災地から村への報告は、有線電話、消防無線、携帯電話等を用いて行うものとする。

(2) 消防機関における災害情報の収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

(3) 道路管理者及びライフライン事業者における災害情報の収集

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係市町村、県の関係課・事務所及び国の関係事務所等に連絡するものとする。また、村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(4) その他の防災関係機関における災害情報の収集

その他の防災関係機関は、それぞれあらかじめ定められた方法により災害情報を収集するものとする。

(5) 被害状況等の調査留意事項

ア 関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分注意すること。

イ 被害世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等の確を期すること。

(6) 村内官公署等防災上重要な施設の管理者は、相互に被害報告等の取扱いについて連絡するものとする。

2 村における災害情報の連絡

村における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに有線電話、県防災行政無線を用いて利根沼田行政県税事務所を経由して県(危機管理課)に報告する。

イ この際、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、利根沼田行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を村に派遣し、村からの連絡に遺漏がないよう配慮する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。

報告の頻度は次による。

① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」第1号様式(災害確定報告)により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は、資料編による。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

ア 被害状況の報告は電話等により、速やかに報告するものとする。

イ 通信途絶時又は相当遅延すると認められるときは警察本部長と締結したところにより、警察通信を利用して報告するものとする。

ウ 週休日、祝祭日等に被害状況を承知したときは、宿日直者は、村長及び関係責任者に報告するとともに、連絡を受けた職員は必要に応じて県等に報告するものとする。

(3) 村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

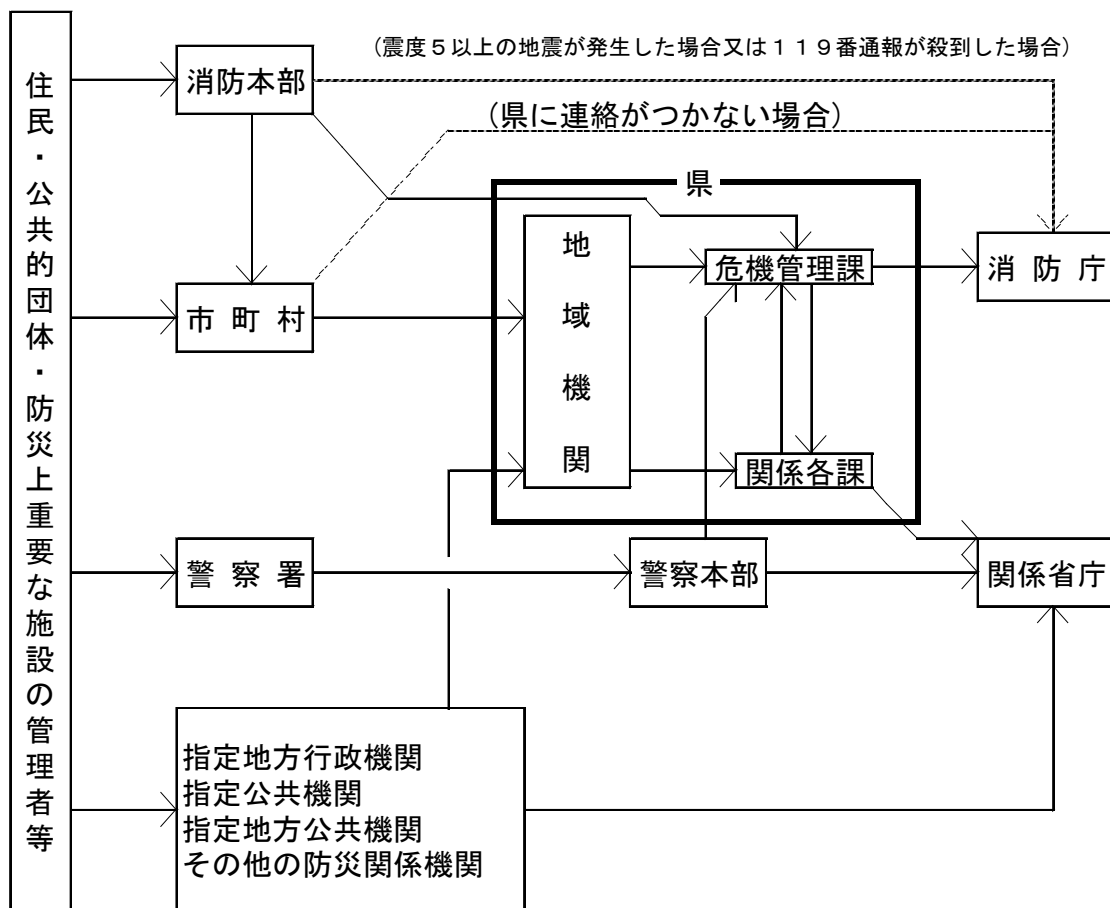
3 消防機関における災害情報の連絡

利根沼田消防本部は、把握した災害情報を村及び県(危機管理課)に報告するものとする。

なお、119番通報が殺到したとき又は管内で震度5強以上の地震が発生したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県(危機管理課)に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は資料編「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)又は第4号様式(その2)(被害状況即報)による。

消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013	FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102	FAX 048-500-90-49036
川場村	電話 0278-52-1111	FAX 0278-52-2333
地域衛星通信ネットワーク	電話 010-438-6300	FAX 010-438-6800

〈情報連絡系統図〉



本節の関係資料

- 資料編 6-1 火災・災害等即報要領
- 同 6-2 災害報告取扱要領
- 同 6-3 報告に用いる被害程度の認定基準等

第3節 通信手段の確保

村[総務課]、電気通信事業者、県警察、消防機関、その他の防災関係機関

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

村及び県(危機管理課、財産有効活用課)は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

村、県(危機管理課)及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 電気通信事業者による重要通信の確保

電気通信事業者は、地震の被害により電話が不通になったときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとする。

また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、村及び県等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

4 災害時優先電話の利用

村及びその他防災関係機関は、東日本電信電話(株)群馬支店から指定を受けている「災害時優先電話」を利用し、災害時における関係機関相互の連絡を迅速かつ確実に行う。

5 他機関が保有する通信設備等の優先利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を優先利用するものとする。

優先利用のための手続は、原則として知事に要請依頼するものとするが、県との通信途絶など特別の事情がある場合、放送機関に対し直接要請することができるものとする。この場合、事後速やかに県に報告するものとする。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	村及び県	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	村、県及び指定 地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

(3) 非常、緊急電報による通信

災害通信の確保に当たり電報によることが適当と認められるときは、次により取り扱う。

なお、この場合天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の予防、救護、交通、通信又は電力の供給等を内容とする電報は他の電報に先立って電送されるものである。

ア 非常電報を発信する場合、発信紙の余白欄に「非常」と朱書きして東日本電信電話(株)群馬支店に依頼する。

イ 罹災状況の通報及び救護依頼等を内容とするものは、電報料は無料である。その他の電報は一般料金を支払わなければならない。

(4) アマチュア無線の利用

村は、管内のアマチュア無線局等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連絡のもとにその活用を図るとともに、可能な支援を行う。

6 全ての通信が途絶した場合の措置

全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

村[全ての部局]

災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 地震発生初期の対策

村長は、村内で震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行う。

2 設置の決定

村長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、川場村災害対策本部(以下、この節において「災害対策本部」という。)の設置を決定する。

- (1) 村内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 村内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。
- (3) 震度にかかわらず、村内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため村長が必要と認めたとき。

3 設置場所

災害対策本部は、川場村役場内に設置する。

なお、災害の状況により村役場に設置できないときは、「川場小学校 1階内」に設置する。

4 廃止の決定

災害対策本部長(災害対策本部の長(村長))は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

5 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県、消防庁、関係市町村、関係消防本部、報道機関及びその他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

6 本部会議

- (1) 災害対策本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

7 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を災害対策本部室の近くに設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

8 自衛隊連絡室

自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊に対する派遣要請及びこれに基づく自衛隊の活動が適切に実施されるように、自衛隊の幹部が常駐する自衛隊連絡室を災害対策本部室の近くに設置し、災害対策本部と自衛隊との連携を強化する。

9 保健医療調整本部の設置

大規模災害が発生した場合には、保健医療調整本部を設置し、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うものとする。

10 本部連絡員

- (1) 災害対策本部の各部長は、部内に本部連絡員若干名を置く。
- (2) 各部の本部連絡員のうち1人は、本部会議において部長に同伴する。
- (3) 本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各部相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

11 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。
また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

12 群馬県災害対策本部との連携

災害対策本部は、群馬県災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。
この際、群馬県災害対策本部は必要に応じ職員を村災害対策本部に派遣するなどして、連携強化を図る。

13 災害対策本部の活動の優先順位

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、緊急登庁指定職員を始めとする登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長(災害対策本部長が登庁していない場合には、先着上級幹部)の指揮により、以下の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 通信手段の確保 | 8 ライフラインの応急復旧 |
| 2 被害情報の収集、連絡 | 9 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施 |
| 3 負傷者の救出・救護体制の確立 | 10 社会秩序の維持 |
| 4 医療活動体制の確立 | 11 公共施設・設備の応急復旧 |
| 5 交通確保・緊急輸送活動の確立 | 12 災害広報活動(随時) |
| 6 避難受入活動 | 13 ボランティアの受入れ(随時) |
| 7 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給 | 14 二次災害の防止(随時) |

14 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

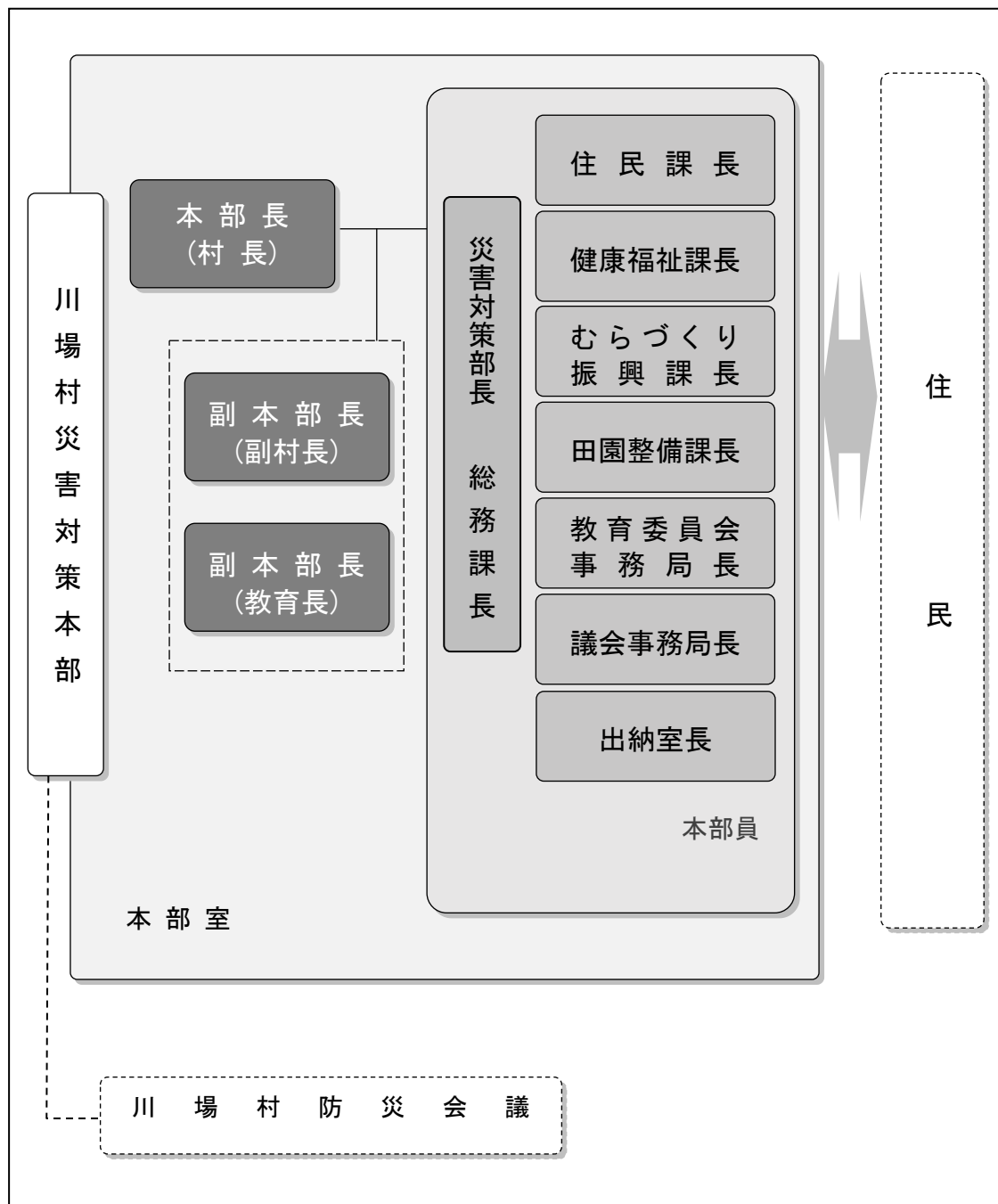
第2節 災害対策本部の組織

村[全ての部局]

1 組織

川場村災害対策本部の組織及び編成は「川場村災害対策本部条例」及び村地域防災計画に定めるところによる。

(1) 組織図



(2) 本部役員等

本部長	村長
副本部長	副村長、教育長
災害対策部長	総務課長
本部員	各課長等 本部長の指名する者

2 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副村長、教育長の順とする。

3 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

4 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、おおむね次表のとおりとする。

班名	課等名 (班長)	事務分掌
総務班	総務課 (総務課長)	1 本部の設置及び廃止に関すること。(2-2-1 災害対策本部の設置) 2 本部会議に関すること。(2-2-1 災害対策本部の設置) 3 気象予報、警報の受信及び伝達に関すること。 (2-1-1 地震情報の収集・連絡) 4 災害情報の受信及び応急対策の指示に関すること。 (2-1-2 災害情報の収集・連絡) 5 配備体制その他本部命令の伝達に関すること。 (2-2-4 職員の非常参集) 6 被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめ報告に関すること。 (2-1-2 災害情報の収集・連絡) 7 自衛隊の派遣その他関係機関への要請連絡に関すること。 (2-2-6 自衛隊への災害派遣要請) 8 庁舎のその他財産の災害対策に関すること。 9 被害状況及び災害情報についての広報に関すること。 (2-8-1 広報・広聴活動) 10 情報収集・連絡体制に関すること。 (1-2-2 情報の収集・連絡体制の整備) 11 被害情報の収集に関すること。(2-1-2 災害情報の収集・連絡) 12 消防団との連絡調整に関すること。(2-3-3 消火活動) 13 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 (2-1-2 災害情報の収集・連絡) 14 職員の応急活動体制の整備に関すること。

班名	課等名 (班長)	事務分掌
		(1-2-4 職員の応急活動体制の整備) 15 災害危険箇所についての村民に対する危険性の周知に関する事。 16 要配慮者への配慮に関する事。(2-13-1 要配慮者の災害応急対策) 17 避難所の管理・整備・運営に関する事。(1-2-10 避難の受入体制の整備、2-5-1 避難誘導、2-5-2 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営) 18 避難所の指定・整備に関する事。(1-2-10 避難の受入体制の整備) 19 警報伝達体制の整備に関する事。(2-5-1 避難誘導) 20 通信施設の整備及び管理・保全に関する事。(1-2-3 通信手段の確保) 21 通信手段確保に関する事。(2-1-3 通信手段の確保) 22 災害活動拠点の整備に関する事。(1-2-6 防災中枢機能等の確保) 23 防災関係機関に関する事。(1-2-5 防災関係機関の連携体制の整備) 24 救助・救急活動体制の整備に関する事。 (1-2-7 救助・救急及び保健医療活動体制の整備) 25 緊急輸送活動体制の整備に関する事。 (1-2-9 緊急輸送活動体制の整備) 26 罹災者救出に関する事。(2-3-1 救助・救急活動) 27 県境を越えた広域避難者の受入れに関する事。 (2-5-5 県境を越えた広域避難者の受入れ) 28 民間企業との物資応援協定に関する事。 (1-2-5 防災関係機関の連携体制の整備) 29 物品購入(燃料含む)及び備蓄に関する事。 (1-2-11 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備) 30 救助・救援物資に関する事。 (1-2-5 防災関係機関の連携体制の整備) 31 本部車両、予備車、配車等に関する事。(2-4-3 緊急輸送) 32 大規模な林野火災における応急対策に関する事。 33 災害応急処理関係予算に関する事。 34 国、県等の補助金に関する事。 (3-4 被災者等の生活再建の支援、3-5 被災中小企業等の復興の支援) 35 復旧資金の確保に関する事。(3-8 復旧資金の確保) 36 広報・広聴体制の整備に関する事。(1-2-12 広報・広聴体制の整備) 37 防災訓練に関する事。(1-2-15 防災訓練の実施) 38 防災訓練の実施指導に関する事。(1-3-2 防災思想の普及) 39 防災知識の普及に関する事。(1-3-2 防災思想の普及) 40 復興計画に関する事。(3-3 計画的復興の推進)
住民班	住民課 (住民課長)	1 被害情報の収集に関する事。(2-1-2 災害情報の収集・連絡) 2 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。 (2-1-2 災害情報の収集・連絡) 3 災害救助の総合調整に関する事。(2-3-1 救助・救急活動) 4 仮設便所の設置に関する事。(2-7-1 保健衛生活動) 5 ごみ、し尿の処理に関する事。(2-7-1 保健衛生活動) 6 食品衛生に関する事。(2-7-1 保健衛生活動) 7 遺体の収容、墓地、埋火葬に関する事。 (2-7-3 行方不明者の捜索及び遺体の処置) 8 清掃に関する事。(2-7-2 防疫活動) 9 外国人対策に関する事。(1-2-10 避難の受入体制の整備)

班名	課等名 (班長)	事務分掌
		10 罹災証明に関すること。(1-5-5 罹災証明書の発行体制の整備) 11 災害廃棄物の処理に関すること。 (1-5-4 災害廃棄物対策、3-2 現状復旧) 12 転出入の取扱いに関すること。 13 課税の徴収猶予及び減免に関すること。 (3-4 被災者等の生活再建の支援) 14 動物愛護に関すること。(2-14-6 動物愛護)
医療・福祉班	健康福祉課 (健康福祉課長)	1 医療、救護、助産に関すること。(2-3-2 医療活動) 2 救護施設の管理、使用に関すること。(2-3-2 医療活動) 3 医療活動体制の整備に関すること。 (1-2-7 救助・救急及び保健医療活動体制の整備) 4 感染症対策の備蓄品、備蓄・管理に関すること。 (1-2-10 避難の受入体制の整備) 5 防疫薬品、救急薬品の調達、供給に関すること。 (2-3-2 医療活動、2-7-2 防疫活動) 6 伝染病の防疫に関すること。(2-7-2 防疫活動) 7 要配慮者の支援に関すること。(2-13-1 要配慮者の災害応急対策) 8 被害情報の収集に関すること。(2-1-2 災害情報の収集・連絡) 9 社会福祉協議会との連携に関すること。 10 医療関係者の動員及び配置に関すること。(2-3-2 医療活動) 11 日本赤十字に関すること。 12 ボランティア活動の支援、推進に関すること。 (2-12-1 ボランティアの受入) 13 義援金及び義援物資に関すること。 (2-12-2 義援物資・義援金の受入れ) 14 要配慮者の災害予防に関すること。(1-4-1 要配慮者対策) 15 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 (2-1-2 災害情報の収集・連絡) 16 罹災者の生業に必要な資金の貸与に関すること。 (2-14-3 生業資金等の貸与) 17 災害弔慰金に関すること。(3-4 被災者等の生活再建の支援)
企画班	むらづくり 振興課 (むらづくり 振興課長)	1 相互応援協力に関すること。(2-2-5 広域応援の要請等) 2 避難者の誘導に関すること。(1-2-10 避難の受入体制の整備) 3 林業関係被害の応急措置に関すること。 4 生活必需品の受給に関すること。 (2-6-1 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給) 5 観光客対策に関すること。(1-2-10 避難の受入体制の整備) 6 各種組織等の応援協力に関すること。 (1-3-4 隣保、互助、民間団体活用計画) 7 被害情報の収集に関すること。(2-1-2 災害情報の収集・連絡) 8 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 (2-1-2 災害情報の収集・連絡) 9 土地利用に関すること。(1-1-2 地震に強いまちづくりの推進) 10 被災中小企業等の復興の支援に関すること。 (3-5 被災中小企業等の復興の支援) 11 災害時における貸金職員等の供給に関すること。 (2-14-4 労働力の確保)

班名	課等名 (班長)	事務分掌
農政・建設班	田園整備課 (田園整備課長)	1 応急食料の調達、配給に関する事。 (2-6-1 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給) 2 食料供給に関する事。 (2-6-1 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給) 3 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備に関する事。 (1-2-11 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備) 4 被災地における交通の確保に関する事。(2-4-2 交通の確保) 5 道路の交通規制に関する事。(2-4-2 交通の確保) 6 障害物の除去に関する事。(2-4-2 交通の確保) 7 災害時における飲料水の対策に関する事。 (1-2-11 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備) 8 公共土木施設等の応急措置に関する事。 (2-10-2 公共土木施設の応急復旧) 9 避難路の整備に関する事。(1-2-10 避難の受入体制の整備) 10 食料の備蓄に関する事。 (1-2-11 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備) 11 農業関係被害の応急措置に関する事。 12 応急仮設住宅に関する事。 (1-2-10 避難の受入体制の整備、2-5-3 応急仮設住宅等の提供) 13 警戒避難体制の整備に関する事。 14 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。 (2-1-2 災害情報の収集・連絡) 15 被害情報の収集に関する事。(2-1-2 災害情報の収集・連絡) 16 被災宅地危険度判定士に関する事。(2-11-1 二次災害の防止) 17 家畜に関する事。 18 ハザードマップに関する事。(1-1-1 村域の保全) 19 除雪に関する事。
教育班	教育委員会 事務局 (事務局長)	1 教育関係施設の災害対策に関する事。(1-5-6 学校施設の災害予防) 2 文化財に関する事。 (1-5-7 文化財の災害予防、2-14-2 文化財施設の災害応急対策) 3 学校教育による防災知識の普及に関する事。 (1-3-2 防災思想の普及) 4 学校・文化会館等への避難所(学校及び文化会館等)開設に関する事。 (1-2-10 避難の受入体制の整備、2-5-2 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営) 5 炊き出しに関する事。 (2-6-1 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給) 6 教育関係災害情報の収集に関する事。(2-14-1 学校の災害応急対策) 7 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。 (2-1-2 災害情報の収集・連絡) 8 教育関係施設の復旧に関する事。(2-14-1 学校の災害応急対策) 9 災害時における児童・生徒の応急教育に関する事。 (2-14-1 学校の災害応急対策) 10 学校給食に関する事。(2-14-1 学校の災害応急対策) 11 学用品の調達に関する事。(2-14-1 学校の災害応急対策)

班名	課等名 (班長)	事務分掌
協力班	議会事務局 (事務局長) 出納室 (出納室長)	1 本部長の指示により、他班の応援協力に関すること。

※ 表中の(2-2-2 災害対策本部の組織)は、(震災対策編第2部第2章第2節「災害対策本部の組織」と置き換える。その他も同様とする。

5 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

第3節 災害警戒本部等の設置

村[全ての部局]

1 災害警戒本部の設置

災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、総務課長及び災害関係課長協議の上、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 村内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」を発表したときを発表したとき。
- (3) 震度にかかわらず村内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、危機管理監が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織、編成は、総務課長及び災害関係課長協議の上決定する。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

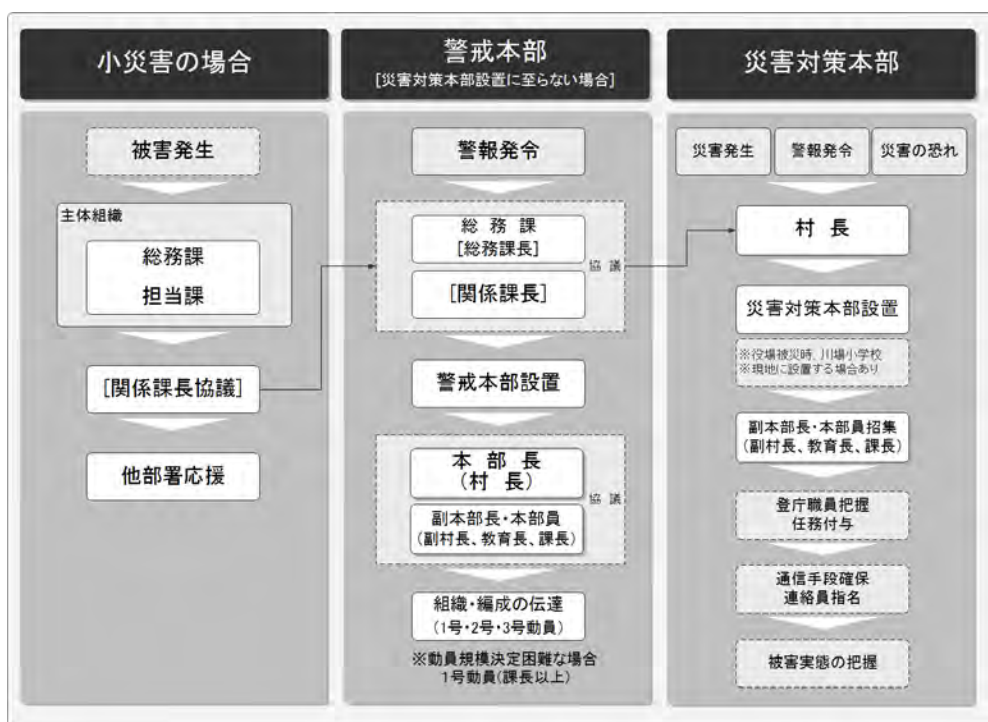
3 災害警戒本部廃止の決定

災害による被害の発生するおそれなくなり、警戒態勢をとる必要がなくなったと認めた場合は、総務課長及び災害関係課長協議の上、災害警戒本部の廃止を決定する。

4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない小災害においては、災害種別、被害状況、通常業務の内容によって、主体部署(課)を決定する。応援が必要となる場合は、関係課長協議の上決定する。

災害に応じた組織形成の流れ



第4節 職員の非常参集

村[全ての部局]、その他の防災関係機関

1 村における職員の非常参集

(1) 動員の決定

- ア 村長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。
- イ 村長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部局長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。

災害対策本部等を構成する所属の動員基準

区 分	状 況	配備体制
1号動員	震度4の地震が発生したとき、又は警報、地震情報等が発令又は伝達され災害が発生するおそれが認められるなど警戒態勢をとる必要があるとき。	本部設置前の警戒態勢とし、情報収集活動等が円滑に行える必要最小限度の配備をする。 (原則として課長以上)
2号動員	震度5弱の地震が発生したとき、又はかなりの災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	原則として本部設置の配備体制とし、各班の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として補佐・係長以上)
3号動員	震度6弱の地震が発生したとき、又は大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員)

要員の動員表

課 名	班 名	1号動員	2号動員	3号動員
総 務 課	総 務 班	課長、係長 及び消防担当	課長、係長	全 員
住 民 課	住 民 班	課長	課長、係長	全 員
健康福祉課	医療・福祉班	課長	課長、係長	全 員
むらづくり 振興課	企 画 班	課長	課長、係長	全 員
田園整備課	農政・建設班	課長	課長、係長	全 員
教育委員会事務局	教 育 班	事務局長	事務局長、係長	全 員
議会事務局	協 力 班	事務局長	事務局長	全 員
出納室	協 力 班	出納室長	出納室長	全 員

- ウ 各課・事務所の動員計画は、毎年4月1日現在で定めるものとする。なお、年度途中で変更があった場合は、その都度更新するものとする。
- エ 動員の決定に当たっては、災害の規模、発生地域等の状況に応じ、部署若しくは地域を限定し、又は部署若しくは地域ごとに異なる区分を適用することができる。

(2) 動員指示の伝達系統

ア 災害対策本部が設置される場合

本部の配備については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。

災害対策本部長	→	災害対策部長	→	本部員	→	各班	→	班員
[村 長]		[総務課長]		[各課長]		[各 課]		[各課員]

イ 勤務時間中における動員

本部の配備については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。

本部長 → 災害対策部長 → 各班 → 班員

ウ 勤務時間外における動員

週休日、祝祭日、夜間等勤務時間外においては、宿日直者等は次の順序で電話等により、速やかに伝達し本部長は要員の確保に努めるものとする。

宿日直者等 → 本部長 → 災害対策部長 → 各班 → 班員

動員連絡責任者

課 名	正 副	職 名	勤務時間外の連絡方法
総 務 課	正	総務課長	電話等による連絡
	副	総務係長・財政係長	〃
住 民 課	正	住民課長	〃
	副	住民係長・税務係長	〃
健 康 福 祉 課	正	健康福祉課長	〃
	副	健康保険係長・福祉係長・介護保険係長	〃
むらづくり振興課	正	むらづくり振興課長	〃
	副	企画観光係長・森林環境係長	〃
田 園 整 備 課	正	田園整備課長	〃
	副	農政係長・建設係長	〃
教育委員会事務局	正	教育委員会事務局長	〃
	副	生涯学習係長・学校教育係長	〃
議 会 事 務 局	正	議会事務局長	〃
	副	—	〃
出 納 室	正	出納室長	〃
	副	—	〃

(3) 動員体制の整備

各班長は、所属職員に動員区分と職務内容を周知するとともに、特に勤務時間外及び休日等における迅速・的確な動員が行われるよう、常に動員体制の整備に努めるものとする。

(4) 自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、次表の基準に従って自主的に登庁しなければならない。

所 属	震 度	自主登庁する職員
災害対策本部等を構成する各所属	4	1号動員該当職員
	5弱	2号動員該当職員
	6弱以上	3号動員該当職員
上記以外の各所属	上記の基準に従って各所属で定める基準による	

(5) 登庁場所

動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、川場村役場に登庁するものとする。

(6) 登庁の方法

登庁にあつては、震災の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮すること。

(7) 登庁時の留意事項

登庁にあつては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部及び総務班に報告する。

(8) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

ア 震災により、本人又は家族が中傷以上のけがを負い、あるいは住居が破損するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 川場村役場に登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

(9) 活動場所

職員は、原則として自己の所属部署において災害応急対策活動を行い、必要に応じ、災害対策本部員、連絡員等として、自己の所属部署から離れて活動するものとする。

2 その他の防災関係機関における職員の非常参集

その他の防災関係機関は、災害応急対策活動に当たる職員を速やかに参集させるものとする。参集の基準、方法等は、各機関の防災関係規程等に定めるところによる。

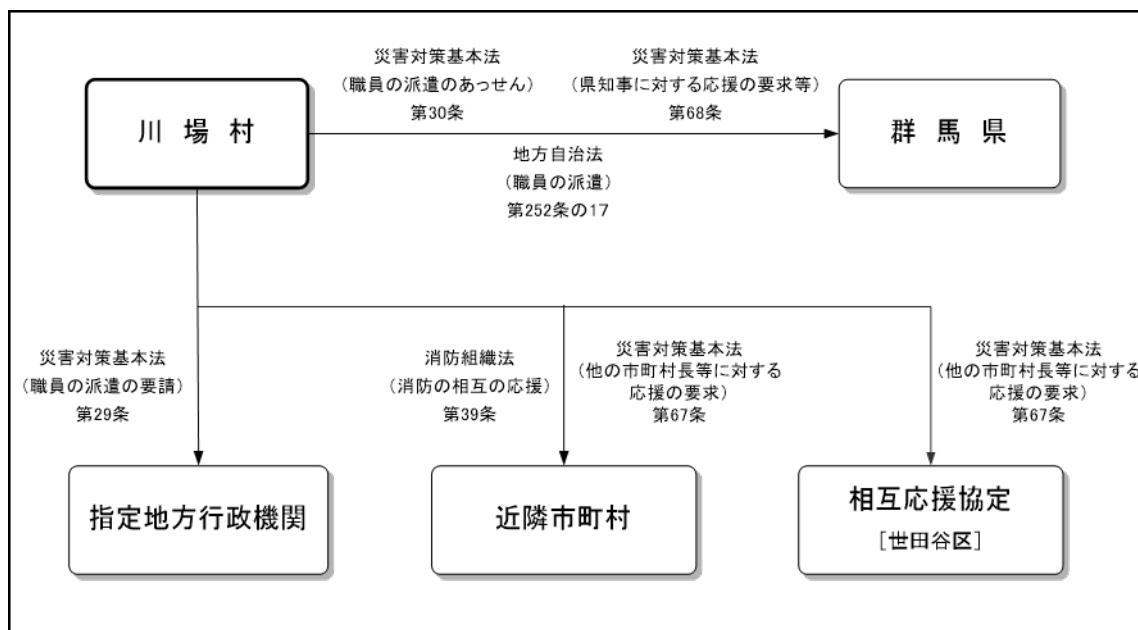
第5節 広域応援の要請等

村[総務課、むらづくり振興課]、県警察、消防機関

災害による応急対策が困難な場合に備え、又は他の機関への応援が迅速かつ的確に行われるよう、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、その体制を確保しておく。

1 法律、協定等に基づく応援、協力の要請

系統図は次のとおりである。



2 村が行う応援の要請

村は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとし、応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

また、応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、村長が他の市町村の長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、村長が知事(利根沼田振興局長)に対し応援を求める。

- (3) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請
村は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。
また、村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

3 消防機関が行う応援の要請

- (1) 消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請するものとする。
(2) 消防機関は、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事(消防保安課)に要求するものとする。

4 応援要請に対する措置

村長は、隣接市町村から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置に支障がない限り、速やかにこれに応じるものとし、平素から体制の整備に努める。

5 村が行う職員派遣の要請又は職員派遣の斡旋の要請

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関職員の派遣について要請を行い、又は斡旋を求めるものとする。

要請又は斡旋の種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 国の機関に対する職員派遣の要請
災害対策基本法第29条の規定に基づき、村長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
(2) 県に対する職員派遣の斡旋の要請
災害対策基本法第30条の規定に基づき、村長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請
地方自治法第252条の17の規定に基づき、村長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

6 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
(2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

7 広域的な応援体制

- (1) 村及び県は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
(2) 村及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

8 国の機関及び県の代行措置

- (1) 県は、災害対策基本法第73条の規定に基づき、被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、村に代わって行うものとする。
- (2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限の瓦礫・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、村に代わって行うものとする。

9 民間団体等の協力応援体制の確立

村は、民間団体等と平素から協力体制の確立に務め、あらかじめ民間団体等と応援の種類、手続等の必要な事項について協定を締結する。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|----------------------|
| 資料編 | 16－1 | 消防相互応援協定書 |
| 同 | 16－2 | 災害時における相互援助協定 |
| 同 | 16－3 | 災害時における相互援助協定実施細目 |
| 同 | 16－5 | 群馬県防災航空隊応援協定 |
| 同 | 16－6 | 災害時における応急復旧業務に関する協定書 |

第6節 自衛隊への災害派遣要請

村[総務課]、県警察、自衛隊

1 要請依頼する災害

災害における人命又は、財産保護のため必要な応急対策の実施が村等において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

2 自衛隊の災害派遣活動の範囲

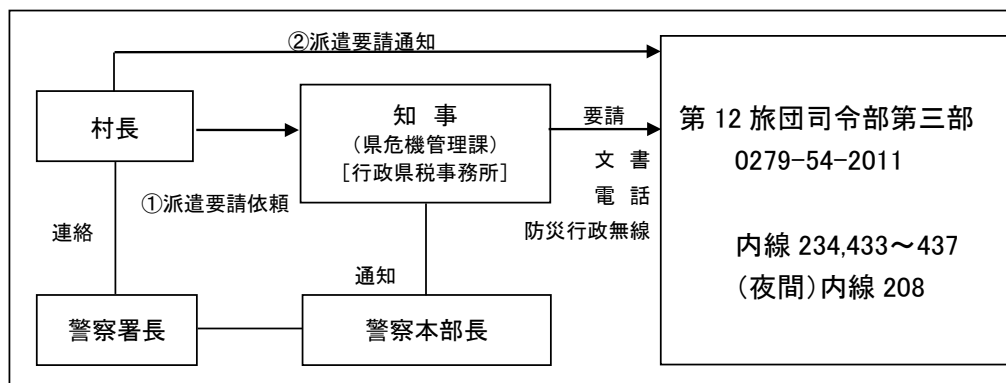
自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- 1 車両、航空機等による被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- 3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- 4 堤防等の決壊に対する水防活動
- 5 消防機関の消火活動への協力
- 6 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- 7 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- 8 通信支援
- 9 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 10 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- 11 救援物資の支給又は貸付けの支援
(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令)
- 12 交通規制への支援
- 13 その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

3 自衛隊の災害派遣要請に係る村長の措置

- (1) 村長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するものとする。
- (2) (1)の要求は、資料編の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
- (3) 村長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び村域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 村長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び村域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 村長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

自衛隊への連絡系統



4 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、被災直後の村及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

5 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定(災害対策基本法第63条第3項)

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長、村長の職権を行う村職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、村長、村長の職権を行う村の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、村長、村長の職権を行う村の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ その他手続については、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(災害対策基本法第65条)

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、村長、村長の職権を行う村の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

6 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて村災害対策本部に村、県、県警察、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。（震災対策編第2部第2章第1節7「自衛隊連絡室」に準ずる。）

7 派遣要請後の変更手続

村長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

8 派遣部隊等の撤収要請

村長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、資料編の様式に基づいて文書で撤収の要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

9 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた村が負担するものとする。
 - ア 宿泊施設の借上料
 - イ 宿泊施設の汚物処理費用
 - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
 - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた村と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

10 派遣部隊の受入れ

村における派遣部隊の宿泊可能施設

施設名	所在地	管理者	電話番号	宿泊場所	面積
名主の館	利根郡川場村大字谷地2419	指定管理者	0278-52-3311	和室	380㎡

【参考】災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊 急 性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

本節の関係資料

- 資料編 7－1 自衛隊の災害派遣要請等様式
- 同 10－1 ヘリポート予定地一覧表

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、村民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

村[総務課、住民課、保健福祉課]、自主防災組織、村民、県警察、消防機関、自衛隊、その他の防災関係機関

1 村民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

- (1) 大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊等により道路交通網が寸断され、消防機関及び警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、村民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 村民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣村民の被災状況を確認し、必要があれば村民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努めるものとする。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、利根沼田行政県税事務所等の備蓄倉庫、沼田土木事務所、村役場、消防本部・消防署、消防団及び事業所等の資機材の貸出しを受けるものとする。
- (4) 村民、自主防災組織及び事業所は、消防機関及び警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 消防機関及び警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 地震発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機类等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 消防機関は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、知事(消防保安課)に求める。
- (7) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要求する。
- (8) 災害救助犬については、必要に応じて協定締結団体への出動要請を行うとともに、その他の災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは、積極的に受け入れる。
- (9) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

4 村による救助・救急活動

- (1) 実施主体
罹災者の救出は、村長が行うものとする。
- (2) 災害救助法による救出
災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。
 - ア 救出を受ける者
 - (ア) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
 - (イ) 現に救出を要する状態にある者
 - (ウ) 災害のため、生死不明の状態にある者
 - イ 救出の期間
災害発生の日から3日以内とする。
- (3) 救出の方法
 - ア 村長は、消防機関、警察及び区域内の村民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者の協力を得て、速やかに救出するものとする。
 - イ 救出に当たっては、人夫、機械力等を有効かつ適切に使用して行うものとする。

5 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、僅かな音や声を聞き分ける必要がある場合は、村、県(危機管理課)及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

6 被災地域外での村の救助・救急活動

村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

7 関係機関の連携

- (1) 村、消防機関、警察、自衛隊及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。
この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。(震災対策編第2部第2章第6節6「災害派遣活動の総合調整」に準ずる。)
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 村及び県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

8 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

9 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| 資料編 | 16－1 | 消防相互応援協定書 |
| 同 | 16－2 | 災害時における相互援助協定 |
| 同 | 16－3 | 災害時における相互援助協定実施細目 |

第2節 医療活動

村[健康福祉課]、医療機関

災害のため、その地域の医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、罹災者が医療等の途を失った場合における医療、助産及び健康相談の実施は、以下によるものとする。

1 村内の医療機関による医療活動

村内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(E M I S)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、村又は県(消防保安課又は医務課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 村は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。
- (2) 村は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 救護所を開設し避難住民に対する医療等の確保を行うに当たって、災害の規模により村で十分な対応ができない場合は、県(医務課又は危機管理課)及び他の関係機関等に応援を要請するものとする。
- (4) 県(医務課)は、救護活動に従事する医師又は看護師が不足する場合は、医師又は看護師の派遣について、災害医療コーディネーター、県医師会、県歯科医師会及び県看護協会に対し、調整を要請するものとする。
- (5) 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。県(医務課)及び利根沼田地域災害医療対策会議は、村及び災害医療コーディネーター等と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。
- (6) 救護班の緊急輸送については、県(危機管理課)及び県警察等は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。
- (7) 県(医務課)は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会及び民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員及び看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 被災地域外医療機関への要請

被災地域内の村又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求める。

6 災害拠点病院の役割

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - イ 自己完結型の救護チームの派遣
 - ウ 地域の医療機関に対する応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同して行う。

7 被災者のこころのケア対策

村は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

- (1) こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
- (2) こころのケア対策現地拠点の設置
- (3) 精神科医療の確保
- (4) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及び受入れ
- (5) こころのホットラインの設置と対応
- (6) その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

8 薬剤師班の派遣

指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、関係団体や国(厚生労働省)に対して、薬剤師の派遣を要請する。

9 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、村又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、村又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。
- (3) 村又は県(薬務課)は、県薬剤師会及び群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|---------------|
| 資料編 | 8-1 | 医療機関一覧表 |
| 同 | 8-2 | 医療助産用資材調達先一覧表 |
| 同 | 10-1 | ヘリポート予定地一覧表 |

第3節 消火活動

村[総務課]、消防機関、自主防災組織、事業所、村民

1 被災地内の消防機関及び村民等による消火活動

- (1) 村民及び自主防災組織による消火活動
大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、村民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。
- (2) 企業による消火活動
企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。
なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。
- (3) 消防機関による消火活動
 - ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。
 - イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。
 - ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。
 - エ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

2 被災地域外の消防機関による応援

- (1) 被災地域外の消防機関は、被災地内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 知事(消防保安課)は、被災地内の消防機関から消防組織法第44条の規定に基づく広域応援の要求があったときは、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を直ちに要請する。
- (3) 応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動するものとする。

本節の関係資料

資料編 16-1 消防相互応援協定書

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

村[総務課、田園整備課]、道路管理者、県警察、消防機関、自衛隊

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員及び情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア (1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア (1)、(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

村[田園整備課、総務課]、道路管理者、県警察、消防機関、自衛隊

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのために一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

2 交通規制等の実施

(1) 交通支障箇所における通行禁止又は制限

実施主体		内 容
道路管理者が行う交通規制		道路管理者は、その管理する道路について破損、決壊、その他の理由により通行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、所定の道路標識及び表示板を設置し、交通の安全を図るものとする。
県公安委員会及び警察署長が行う交通規制	県公安委員会及び警察署長	県公安委員会及び警察署長は、その管轄区域内の道路において、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその状況で必要があると認められるときは、道路交通法第4条第1項(公安委員会)及び同法第5条第1項、同法施行令第3条の2第1項(警察署長)の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。
	警察官	警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。 なお、警察官がその場所にいない場合にあっては、消防職員は職務遂行に当たり、消防機関が使用する緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置を講ずることができる。

- (2) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、村及び県(道路管理課、危機管理課)と協議の上(協議する暇がないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。
なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- 1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
- 2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
- 3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(1に掲げるものを除く。)
- 4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 6 医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 7 警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務遂行のため使用するもの
- 8 自衛隊用自動車(自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊運用のため使用するもの
- 9 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 11 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 15 医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
- 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの
- 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの
- 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの

- (3) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに村、県(道路管理課、危機管理課)及びその他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により村民等に周知徹底を図るものとする。
- (4) 県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、警察車両による先導等を行うものとする。
- (5) 警察官(警察官がその場にいないときは消防職員又は自衛官)は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。
- (6) (5)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官(警察官がその場にいないときは消防職員又は自衛官)は、自ら当該措置をとるものとする。
- (7) 村及び県(道路管理課、危機管理課)は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。
- (8) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

3 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 知事(道路管理課)は、災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、道路管理者である村に対し、必要に応じ、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- (5) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (6) 県(道路管理課)は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、村(道路管理者)に対し応急復旧等の実施を要請するものとする。
- (7) 原則として、工作物等又は障害物は次の場所に集積する。
また、工作物等のうち所有者に返却すべきものについては警察署長、又は村が指定する場所に保管する。
 - ア 避難活動や応急対策活動の障害にならない場所
 - イ 県、村有空き地

4 ヘリポートの応急復旧等

- (1) 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。このため、村及び県(消防保安課)は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。
- (2) ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

5 輸送拠点の確保

- (1) 震災対策編第1部第2章第9節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考にして、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として県(危機管理課)は県物資集積拠点を、村は村物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関及び村民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 村及び県(危機管理課)は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

6 交通指導員による交通整理

村長は、交通指導員に緊急交通路の確保等協力を要請することができる。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|--------------------------|
| 資料編 | 9-2 | 緊急輸送道路図 |
| 同 | 9-3 | 緊急通行車両関係様式 |
| 同 | 10-1 | ヘリポート予定地一覧表 |
| 同 | 16-4 | 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書 |

第3節 緊急輸送

村[総務課]、県警察、その他の防災関係機関

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速、かつ円滑に実施するため、所要の車両等の確保は以下に定めるところによる。

1 実施主体

災害輸送は、その応急対策を実施する課が行うものとする。
ただし、各課において調達できないときは、総務課が調達を援助するものとする。

2 災害救助法による応急救助のための輸送

災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 輸送の範囲
 - ア 罹災者を避難させるための輸送
 - イ 医療及び助産のための輸送
 - ウ 罹災者救出のための輸送
 - エ 飲料水供給のための輸送
 - オ 救援用物資の輸送
 - カ 遺体捜索及び処理のための輸送
- (2) 期間
当該救助の実施が認められている期間とする。

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次により最も適切な方法により実施するものとする。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) ヘリコプター等による輸送
- (3) 人夫による輸送

4 輸送手段の確保

村、県及びその他防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

- (1) 自動車の確保
 - ア 村及び災害応急対策実施機関所有の車両等
 - イ 公共団体等の車両等
 - ウ 営業用自動車等
 - エ その他自家用車両等
- (2) 一時に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示の上、総務課にて調達を行う。
 - ア 輸送区間又は借上期間
 - イ 輸送量又は台数
 - ウ その他
- (2) 関東運輸局(群馬運輸支局)は、必要に応じ、又は村及び県等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

5 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両の借り上げ費用は、県又は村の事業者の届出運賃・料金による。
- (2) 自家用車両等の借り上げについては、借り上げ謝金とし、輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料負担程度の費用とする。

6 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課、利根沼田行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

優先順位	緊急通行車両の確認事務	対象車両
第1順位 の対象車両	確認事務を行うことなく通行可能	1 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3 被害情報収集のための政府及び地方公共団体の人員 4 医療機関に搬送する重傷者 5 交通規制に必要な人員及び物資
	上記の車両の活動に支障がないと認められるときは確認事務を行うことなく通行可能	6 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 7 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資
第2順位 の対象車両	第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合、確認事務を行うことにより通行可能	1 食料、水等生命の維持に必要な物資 2 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送 3 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3順位 の対象車両	第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合、確認事務を行うことにより通行可能	1 災害復旧に必要な人員及び物資 2 生活必需品

(2) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課、利根沼田行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(3) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 資料編
- ウ 受付窓口 県…利根沼田行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
- エ 交付物件
 - (ア) 緊急通行車両確認証明書(資料編)
 - (イ) 標章(資料編)
- オ 確認処理簿 資料編の例による。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|-------------|
| 資料編 | 9-2 | 緊急輸送道路図 |
| 同 | 9-3 | 緊急通行車両関係様式 |
| 同 | 10-1 | ヘリポート予定地一覧表 |

第5章 避難の受入活動

地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難誘導

村[総務課、健康福祉課、むらづくり振興課]、自主防災組織、県警察、消防機関、その他の防災関係機関

1 避難勧告等

(1) 避難勧告等の発令

- ア 村長は、村民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告等の発令を行うものとする。
- イ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと村民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村は、村民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、村民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。
- エ 村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、村民等に対し周知徹底を図るものとする。
- オ 村長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示(緊急)を行う権限を有する者は、村民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示(緊急)を行うものとする。
- カ 避難勧告等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。
- キ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県(危機管理課、砂防課、沼田土木事務所)は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、村に積極的に助言するものとする。

表 1

	発 令 者	措 置	発令する場合
高齢者等避難開始	村長 (災害対策基本法第56条)	・要配慮者の避難開始 ・一般村民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難勧告	村長又は知事 (災害対策基本法60条)	・立ち退きの勧告 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示(緊急)	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	・立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法25条)	・立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	村長又は知事 (災害対策基本法60条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	(避難勧告と同じ) ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
	警察官 (災害対策基本法61条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示	村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

(2) 明示する事項

避難勧告等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア 避難対象地域

イ 避難を必要とする理由

ウ 避難先(屋内安全確保を含む)

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項(災害危険箇所(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)の存在等)

(3) 伝達方法

避難勧告等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象村民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(4) 村から関係機関への連絡

避難勧告等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(利根沼田行政県税事務所を経由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、沼田警察署及び利根沼田広域消防本部等に連絡するものとする。

(5) 避難勧告等の解除

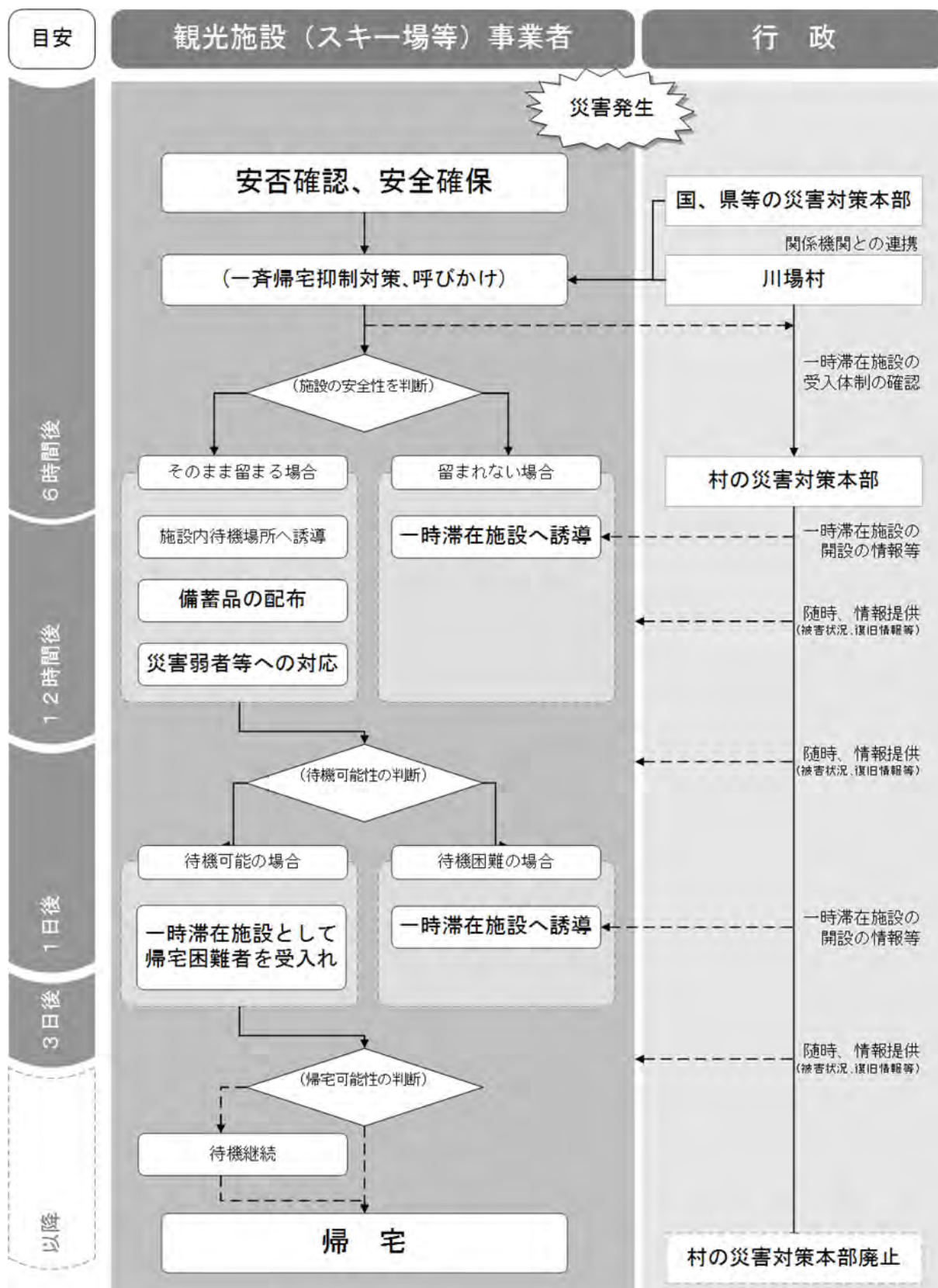
村は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難誘導

村、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。
- (4) 避難立ち退きに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児及び妊産婦等要配慮者を優先し、移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、又は避難者が自立により立ち退き不可能な場合においては村において、車両等によって行うこととする。

(5)避難誘導の対象は、観光客も含むものとする。



資料：「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」（平成24年9月10日、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）

3 要配慮者への配慮

村等は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、村民や自主防災組織の協力を得て、避難勧告等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

- (1) 村長による警戒区域の設定
災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。
- (2) 警察官による代行措置
(1)の場合において、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。
- (3) 自衛官による代行措置
災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、村長、又はその他村長の職権を行う者が現場にいないときで、自衛官がこれを行う必要が生じたときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。
- (4) 村から関係機関への連絡
村は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(利根沼田行政県税事務所を経由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、沼田警察署及び利根沼田広域消防本部等に連絡するものとする。

第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

村[総務課、健康福祉課、教育委員会事務局、避難所運営担当]、施設管理者

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 村は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、村民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 村は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(利根沼田行政県税事務所を經由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、沼田警察署及び利根沼田広域消防本部等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

- (1) 村は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、村民等に対し周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。
- (2) 村は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。なお、村で指定する施設は震災対策編第1部第4章第1節7「福祉避難所」に準ずる。
- (3) 村は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県(利根沼田行政県税事務所を經由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、沼田警察署及び利根沼田広域消防本部等に連絡するものとする。また、対象となる要支援者に対しても、速やかに周知する。
- (5) 村は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

3 管理責任者の配置

村は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。また、指定避難所の運営は原則として行政区等の自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行うものとする。

4 ホームレスの受入れ

村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

5 避難者に係る情報の把握

村は、指定避難所ごとに避難所収容者カルテを作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会、自主防災組織、消防団及びNPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。このため、避難行動要支援者の要望を把握するため、避難行動要支援者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者支援班を設置し、避難行動要支援者用相談窓口を設ける。

6 避難者に対する情報の提供

村は、村民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。そして、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

7 良好な生活環境の確保

- (1) 村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
 - ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
 - イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。
 - ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。特に体育館等が指定避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、間仕切り用パーティションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。
 - エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
 - オ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(避難行動要支援者施設所管の各課)に応援を要請する。
 - カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
 - キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - ク 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
 - ケ 要配慮者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。
 - コ 新型コロナウイルスを含む感染症対策として、マスク着用や消毒液の使用を徹底する。
- (2) 村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、村民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮

- (1) 村は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。
- (2) 福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車椅子、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。
また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。そして、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとする。
- (3) 避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者、乳幼児及び妊産婦等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、指定避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続を行う。

9 男女のニーズの違いに対する配慮

村は、指定避難所の運営においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

- (1) 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

10 在宅避難者等への配慮

村及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

11 指定避難所設置のための費用

災害救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則別表第1による。

12 指定避難所開設の期間

指定避難所開設の日から7日以内とする。

ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。また、村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

13 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法が適用されない災害又は、同法が適用されるまでの間は、災害救助法が適用される災害に準じ実施する。

本節の関係資料

- 資料編 5－1 避難所に関する類似用語の説明等
- 同 5－2 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表
- 同 5－3 避難者名簿
- 同 5－4 避難所収容カルテ

第3節 応急仮設住宅等の提供

村[田園整備課]

災害により住宅を失い、又は損壊等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者の住居の用に供するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理をすることができない者に対する住宅の対策は、以下に定めるものとする。

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 村又は県(建築課)は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 村又は県(住宅政策課)は、応急仮設住宅の供給に併せて、既設の公営住宅の空き家を利用するとともに、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時等には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

村又は県(建築課)は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

3 災害救助法による応急仮設住宅の設置

- (1) 入居対象者
入居者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を基準として収容する。
- (2) 入居者の選定
応急仮設住宅の入居者の選定については、知事が村長の協力を求めて行うものとする。ただし、状況に応じて村長に事務委託されるものとする。
- (3) 建設基準
災害救助法に基づく設置基準は、以下のとおり。

規模面積	一戸当たり29.7㎡
着工条件	災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。
集会等施設	応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
福祉仮設住宅	高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を設置できる。
費用	群馬県災害救助法施行細則別表第1に定めるところによる。

- (4) 建設場所
応急仮設住宅の建設予定地は、公園、緑地及び広場等災害時の状況による。
- (5) 資材及び労務の調達方法
村内関係業者に依頼して行うものとする。
- (6) 管理及び供与期間
ア 応急仮設住宅の管理
応急仮設住宅の管理は、村長が知事から委任を受けて行うものとする。
イ 供与期間
完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内(最長2年以内)とする。

(7) 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅 の状況					世帯の状況									今後の 意向など
応急仮設住宅 番号	住宅名称	棟・部屋 番号	入居 年月日	入居資格 (選定基準)	被災前住所	世帯主氏名	性別	年齢・歳	職業	所得・円	緊急連絡先	家族数・人	医療・福祉サ ービスの状況	住宅の再建意向

4 応急仮設住宅の運営管理

村又は県(建築課、住宅政策課)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

5 災害救助法による住宅の応急修理

- (1) 応急修理を受けられる者
住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者(「半壊」及び「準半壊」)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)に対して行うものとする。
- (2) 応急修理の実施
災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行うものとする。
その修理のために支出できる費用及び期間は、群馬県災害救助法施行細則別表第1に定めるところによる。

(3) 応急修理管理台帳

N O.	応急修理住宅番号	住宅名称	住所	入居年月日	選定基準	世帯主氏名	性別	年齢・歳	職業	所得・円	緊急連絡先	家族数・人	医療・福祉サービスの状況	住宅の再建意向	修理箇所概要	年月日 修理着工	年月日 修理完成	修理費

6 住居関係障害物の除去

(1) 実施主体

住居又はその周辺の障害物の除去は、村が実施するものとする。

(2) 除去の対象

住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して行うもの。

(3) 除去の方法

村は、適切な方法をもって速やかに行うものとする。

(4) 除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

7 賃貸住宅の斡旋

村は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居の斡旋を行うものとする。

8 要配慮者への配慮

村及び県(建築課、住宅政策課)は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

本節の関係資料

資料編 12-1 応急仮設住宅建設候補地一覧表

同 12-2 住宅資材等の調達先及び建設業者

第4節 広域一時滞在

村[総務課]

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した村民の避難が村内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、村民の広域一時滞在进行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、村は、他市町村等へ村民の広域一時滞在即る協議を行う段階等において、県(危機管理課)へ広域一時滞在即る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他市町村への広域的な避難等

- (1) 村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 村は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村(以下、本項目において「協議先市町村」という。)は、被災した村民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した村民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した村民に対し公共施設等を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した村民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、村に対し、通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、県(危機管理課)に報告するものとする。
- (6) 村は、協議先市町村と協議の上、具体的な村民の避難先、避難手段等を決定し、村民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県(危機管理課ほか)は、指定地方公共機関等と協力し、村民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を村へ行う。

2 他都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他都道府県内の市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該他都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、村から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行うものとする。また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要求を待つ暇がないと認められるときは、村の要求を待たないで、広域一時滞在即るための協議を村に代わって行うものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県(危機管理課)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災村民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 村は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) 村は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な村民の避難先、避難手段等を決定し、村民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

- (7) 県(危機管理課ほか)は、指定地方公共機関等と協力し、村民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を村へ行う。

3 台帳等の整備保管

以下の台帳を整備し保管する。

広域避難者台帳

広域避難 番号	住 宅	世帯主氏名	家族数	入居年月日	地域区分	適 用

本節の関係資料

- 資料編 16－2 災害時における相互援助協定
同 16－3 災害時における相互援助協定実施細目

第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ

村[総務課、教育委員会事務局]

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等(以下「被災県」という。)から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、村及び県においては、県境を越えた広域避難者(以下「広域避難者」という。)の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 受入可能な避難施設情報の把握

村は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県(総務部)に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 県(総務部)は、県内市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等県内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「群馬県広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を村へ通知する。
- (2) 村は、村内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等村内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「村広域避難者受入総合窓口」を設置する。村は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県(総務部)へ報告するものとする。
- (3) 村及び県(総務部)は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (4) 村及び県(総務部)は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 県との協力

村及び県は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

4 一時避難所の設置

県(総務部)は、村における広域避難者受入体制が整備されるまでの間、一時的に広域避難者が避難する施設として、「群馬県総合教育センター(伊勢崎市今泉町一丁目233-2)」等の県有施設などの中から避難元自治体との位置関係等を勘案し、知事が指定する施設を一時避難所として開設し、広域避難者の受入れや避難所運営を実施する。一時避難所については、避難の状況等を勘案しつつ、広域的な観点から運営を行うものとする。

また、県(総務部)は、一時避難所を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ一時避難所に係る情報提供を図る。

5 避難所開設の依頼

村は、県(総務部)と調整の上、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、震災対策編第2部第5章第2節2の規定に準じて、開設の準備を行う。

6 広域避難者の受入れ

- (1) 村は、県(総務部)と調整し、県が受け入れた広域避難者について実施する救助の方針についての通知を受け、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び村が調整した結果に基づき、村の運営する避難所へと移動することとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は村においてバス等の移動手段を手配する。
- (4) 村は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県(総務部)へ報告する。

7 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
(震災対策編第5章第2節2、3及び5の規定に準ずる。)
- (2) 良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮
(震災対策編第5章第2節6～8の規定に準ずる。)
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
村は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県(総務部)へ報告する。
- (4) 被災県からの情報等の避難者への提供
村は、県を経由して被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。
この際には、県が作成した生活支援関連情報を取りまとめた情報誌を使用するなど、広域避難者への分かりやすい情報提供に努める。

8 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

村及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の村内小中学等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

9 避難所の閉鎖

村は、県から閉鎖通知を受けた場合、速やかに避難所を閉鎖する。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|--------------------|
| 資料編 | 5-2 | 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表 |
| 同 | 16-2 | 災害時における相互援助協定 |
| 同 | 16-3 | 災害時における相互援助協定実施細目 |

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

村及び県等は、被災者の生活を維持するため、必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

村[総務課、むらづくり振興課、田園整備課、教育委員会事務局]

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

村は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

2 食料の調達

- (1) 村は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。
- (3) 災害救助法が適用された場合における食料の供給については、知事が村長の協力を求めて行うものとする。ただし、状況に応じて村長に事務委託されるものとする。
- (4) 県は、災害救助法が適用され、村の要請等も踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号 総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請するものとする。

3 災害救助法による炊き出し

- (1) 対象者
 - ア 避難所に避難生活している者
 - イ 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
- (2) 実施期間
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 炊き出しの責任者
炊き出しの実施に当たっては現場ごとに責任者を定め、人員の把握を行い、配分漏れのないようにすること。
- (4) 炊き出しの実施者
区長会、婦人会等奉仕団体の協力を得て行うものとする。
- (5) 炊き出し場所
炊き出し場所は、次表の場所とする。
ただし、災害発生状況や被災状況によって、場所の変更等を検討する。

炊き出し場所	所在地	備考
ホテル田園プラザ	利根郡川場村大字谷地2419	
学校給食センター	利根郡川場村大字谷地2402	
川場小学校	利根郡川場村大字谷地2402	資器材持込み
川場中学校	利根郡川場村大字谷地2494	〃

(6) 調達、支援物資等の集積場所

川場村武道館又は道の駅川場田園プラザ・ファーマーズマーケットに集積し、ここを拠点に配分する。

(7) 配給基準

炊き出し等の配給は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。炊き出しを実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、群馬県災害救助法施行細則別表第1に準ずるものとする。

(8) 配給方法

ア 避難所に収容された者に対するもの

県は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された班等に対し教育班長を通じて配給する。

イ 罹災者に対するもの

県は、調達した食料を直接配給するほか、小売販売業者及び取扱者を指定して行う。

ウ その他災害対策要員等に対するもの

災害に関する様々な活動を継続するため、必要な食料を災害対策本部及び各避難場所等において確保し配給する。

4 飲料水の調達

(1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。

(2) 村は、以下の方法により給水を行うものとする。

ア 被災地において飲料水の確保が困難なときは、最も近い水源より給水車、容器等により運搬供給する。

イ 給水に当たっては、村民の給水場所、時間等について事前に広報する。

ウ 飲料水が汚染されたと認めるときは、ろ過により浄水して供給する。

エ 供給する飲料水が防疫衛生上滅菌する必要があるとき、消毒剤を用いて滅菌の上供給する。

(3) 補給水利

補給水利の所在水量は以下のとおりである。

名称	施設名	水量	所在地	給水区域
川場村 簡易水道	金山平浄水場	750m ³ /日	利根郡川場村大字川場湯原2075-3	谷地・川場湯原
	川東配水池	450m ³ /日	利根郡川場村大字中野706	中野・萩室・立岩・生品
	滝ノ沢配水池	54m ³ /日	利根郡川場村大字天神2579-3	天神
	〃	241m ³ /日	利根郡川場村大字天神612	生品
	溝又配水池	334m ³ /日	利根郡川場村大字門前2339-1	門前
	大谷地簡易水道施設		利根郡川場村大字天神751-1	大谷地
	富士山配水池	56m ³ /日	利根郡川場村大字谷地1252	富士山
	小田川簡易水道施設		利根郡川場村大字小田川45-1	小田川

- (4) 村は、(2)の方法により飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援要請
 - エ 県に対する応援要請
- (5) 村は、供水の応援を求める必要を認めたときは、県に要請するものとする。
ただし、特に緊急を要するときは、近隣市町村に応援等の要請をすることができるものとする。
なお、応援等の要請手続は、次の事項を明示して行うものとする。
- ア 供給区域
 - イ 供給人口及び戸数
 - ウ 供給水量の概算
 - エ 供給期間
 - オ 供給方法(運搬方法、ろ過器の要否、滅菌の要否)
 - カ 水源予定地
 - キ その他
- (6) 県(危機管理課)は、飲料水の調達について(5)の応援要請を受けたときは、自らが備蓄している保存水を放出するものとする。また、不足分については、次の手段により確保するものとする。
- ア 保存水の流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入(危機管理課)
 - イ 保存水の製造・販売業者からの購入(危機管理課)
 - ウ 被災地域外の水道事業者又は市町村に対する応援の要請(食品・生活衛生課)
 - エ 他都道府県又は国に対する応援の要請(食品・生活衛生課)

5 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法が適用された場合の供給基準は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 対象者
災害のため、現に飲料水を得ることができない者
- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則別表第1による。
- (4) その他
県は、供給区域に責任者を配置し、給水の万全を期するものとし、特に高齢者、障害者等の要配慮者への優先的な配水に努める。

6 生活必需品の調達

- (1) 村は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援要請
 - オ 義援物資の募集
- (2) 生活必需品は村が調達するものとするが、調達が困難なときは県に依頼し調達するものとする。

- (3) 県(危機管理課・経営支援課)は、生活必需品の調達について(2)の応援要請を受けたときは、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 被災地域外の市町村に対する応援の要請
 - エ 他都道府県又は国に対する応援の要請
 - オ 義援物資の募集
- (4) 村及び県による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

7 災害救助法による生活必需品の供給

災害救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

なお、災害救助法によらない生活必需品等物資の供給は、同法の実施基準に準じて行うものとする。

- (1) 対象者
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水(土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)に遭遇し、生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 対象品目の範囲(現物をもって行う。)
- ア 被服、寝具及び身のまわり品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用品及び食器
 - エ 光熱材料
- (3) 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則別表第1による。
- (4) 供給の期間
災害発生の日から10日以内とする。

8 県による主体的供給

県(危機管理課)は、村における食料等物資が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、村からの要請を待つ暇がないと認められるときは、要請を待たないで、村に対する物資を確保し輸送する。

9 燃料の供給

村及び県(産業政策課)は、燃料の供給が不足した場合、村民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。

関係課は、業務に関係する村民の安全を確保するために特に重要な施設等における燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、総務課へ報告する。

村及び県(産業政策課)は、円滑な燃料の供給実施のため、村民への燃料供給状況等についての情報提供に努める。

10 物資の配給

村及び水道事業者は、村が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるように努める。
なお、炊き出しについては、自主防災組織、婦人会及びNPO・ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。
- (5) 男女のニーズへの配慮を行う。

11 日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊き出しを行うものとする。

本節の関係資料

資料編 16－2 災害時における相互援助協定

同 16－3 災害時における相互援助協定実施細目

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

村及び県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態把握等のために、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

村[住民課、健康福祉課]

1 被災者の健康の把握等

- (1) 村は、被災者の心身の健康状態把握等のために、指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。
- (2) 村は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、利根沼田保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県(健康福祉課)は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者及び乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者及びNPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 村は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 食品衛生の確保

村長が食品の衛生監視をする必要があると認める場合、又は知事の指示による場合は、利根沼田保健福祉事務所の防疫関係職員の協力を得て、利根沼田保健福祉事務所の指示・指導のもとに食品衛生班を編成し、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) 冠水した食品関係業者の監視指導
- (4) その他飲食に起因する危害発生の防止

3 し尿の適正処理

- (1) 被災地の清掃は村長が実施するものとする。
- (2) 村は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (3) 村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。
- (4) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (5) 村は、自らでし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

4 ごみ(生活ごみ、粗大ごみ)の適正処理

- (1) 被災地の清掃は村長が実施するものとする。
- (2) 村は、ごみ処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (3) 村は、収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 村は、村内で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

5 清掃班の編制

村は、被災地の清掃のため清掃班を編成するものとする。

- (1) し尿
1 箇班運搬車 1 台作業員 2 人～3 人
- (2) ごみ
1 箇班運搬車 1 台作業員 5 人～6 人

6 清掃の方法

- (1) し尿
し尿くみ取りは、バキューム車等による。
- (2) ごみ
ごみ処理は、トラック等による。
- (3) 死亡獣畜
家畜(牛・馬・豚・めん羊・山羊)の遺体は、原則として死亡獣畜取扱場に搬入し処理するものとする。

7 仮設トイレの設置

- (1) 仮設トイレの調達及び設置
村は、仮設トイレの必要数を確保するため、関係業者及び県に協力を要請して調達し、避難所、公園等に設置する。
- (2) 仮設トイレの管理
ア 村は、仮設トイレの清掃及び消毒のための資機材、薬剤を提供する。
イ 設置場所の管理者及び村民は、清掃及び消毒等に協力する。

8 災害時における動物の管理等

村及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

本節の関係資料

資料編 11-1 利用清掃施設一覧表

第2節 防疫活動

村[健康福祉課]

村及び県(保健予防課)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、村民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 防疫組織

村は、防疫作業実施のため、次の班等を編成しておくものとする。

- (1) 防疫班の編成
村は防疫実施のため必要な数の防疫班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班の編成
検病調査班は利根沼田保健福祉事務所の編成による。

2 村の防疫活動

- (1) 村は利根沼田保健福祉事務所の指導、指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 検病調査及び健康診断の実施
村は、知事が行う疫学調査の実施に協力するとともに、知事が感染症法第17条の規定に基づき実施する健康診断の実施に併せて協力する。
 - イ 飲料水の使用の制限及び管理
村は、感染症法第31条に基づいて、知事より生活の用に供する水の制限をされた場合は、知事の指示により生活用飲料水等の管理及び供給を実施する。
 - ウ 消毒方法
村は、知事が感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示に従い、同法施行規則第14条の規定に基づく消毒を実施する。
 - エ ねずみ族、昆虫等の駆除
村は、感染症法第28条第2項の規定により、知事の定めた地域内で知事の命令に基づきねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
なお、実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定に基づく消毒を実施する。
 - オ 避難所の防疫指導
村は、避難所を開設した後は、関係機関の協力を得て避難所の防疫措置を実施するものとする。
 - カ 臨時予防接種
村長は、知事が感染症予防上必要があると認め、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定による臨時予防接種を実施するときは、実施に協力する。
ただし、村において実施することが適当と認め、知事が命令したときは、村長が実施する。
 - キ 生活用水の供給
村は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活用水の供給を行うものとする。

ク 患者等に対する措置

伝染病患者又は病原体保有者が発生したとき、速やかに隔離収容の措置をとるものとする。
ただし、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく災害を免れた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容するものとする。

ただし、やむを得ない事由により隔離収容ができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理などについて、厳重に指導し処理するものとする。

(2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

なお、必要ある場合は、知事にその供給の申請をするものとする。

また、村又は県(薬務課)は、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請する。

(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(保健予防課)に協力を要請する。

(4) その他、県(保健予防課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

村[総務課、住民課、健康福祉課]

災害時における行方不明者の搜索及び死亡者の収容・埋火葬の方法は、以下に定めるところによる。

1 行方不明者の搜索

村は、消防機関、警察機関及びボランティア等の協力を得て行方不明者の搜索に当たるものとする。

2 遺体の収容

発見された遺体は、村及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとする。

なお、収容所は、次のとおりである。

名 称	所在地	備 考
吉祥寺	利根郡川場村大字門前860	
桂昌寺	利根郡川場村大字谷地2009	
清岸院	利根郡川場村大字立岩464	
延命院	利根郡川場村大字生品甲811	
川場村国体記念館	利根郡川場村大字谷地2381	大規模災害時
川場村社会福祉協議会 ふれあいの館	利根郡川場村大字谷地3086-1	大規模災害時

3 検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう村、県及び指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数にのぼり、群馬県警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

村は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

村は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

村は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

遺体処置表

処理年月日	発見日時	発見場所	死亡者氏名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
				氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
								円	円	円	円	

7 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬は、村が自ら火葬に付し又は棺、骨つば、骨箱等を遺族に支給するなど現物を支給して行う。
- (2) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、次により村長が行う。
 - ア 遺体の埋葬を行う場合
 - (ア) 災害時の混乱の際に死亡した者で、社会混乱のため遺族等により埋火葬を行うことが困難な場合。
 - (イ) 災害時の混乱の際に死亡した者で、身元が判明せず埋葬を行う者がいない場合。
 - イ 埋葬の方法
 - (ア) 土葬又は火葬による応急的な仮葬とする。
 - ウ 埋葬の期間
 - (ア) 災害発生の日から10日以内とする。
 - エ 費用の範囲
 - (ア) 群馬県災害救助法施行細則別表第1による。
- (3) 村は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (4) 村は、遺体の数が多数にのぼり、又は埋火葬施設の被災等により、村の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。
- (5) 県(食品・生活衛生課)は、埋火葬について村から応援の要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 遺体の搜索
 - ア 遺体の搜索を受ける者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の実情により既に死亡していると推定される者。
 - イ 搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。
 - ウ 費用の範囲は、群馬県災害救助法施行細則別表第1による。

(2) 遺体の処理

ア 遺体の処理を行う場合

- (ア) 災害による社会混乱のため、遺族等により遺体処理を行うことができない場合。
- (イ) 「死体取扱規則」(平成25年 国家公安委員会規則第四号)により警察官から遺体の引渡しがあった場合。

イ 遺体処理の内容

- 検視及び検案を終えた遺体を次により安置する。
- (ア) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (イ) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (ウ) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (エ) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

ウ 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第1による。

9 その他

災害救助法によらない遺体の搜索、処理及び埋葬は災害救助法の実施基準に準じ取り扱うほか、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)並びに墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定により処理するものとする。

第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の村民等の適切な判断と行動を助け、村民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、村民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

村[総務課]

災害に関する情報及び対策等の村民に対する広報及び報道機関への発表は、以下に定めるところによる。

1 広報活動

- (1) 村、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の村民等の適切な判断と行動を助け、村民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。
- (2) 広報資料
 - ア 村民及び報道機関等に対する広報資料は、震災対策編第2部第1章第1節「地震情報の収集・連絡」及び同編同部同章第2節「災害情報の収集・連絡」等により伝達、報告されたものによりこれを行うものとする。
 - イ 災害現場の写真撮影等は総務課において取材班を編成し行うものとする。
 - ウ 県等関係機関からの情報
 - エ その他災害現場からの災害情報
- (2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね以下の事項である。

発生した地震の震源・規模 被害状況 二次災害の危険性 地震の可能性 応急対策の実施状況 村民、関係団体等に対する協力要請 避難勧告等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	避難時の注意事項 受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 村民の安否
--	---

- (3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して村民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努めるものとする。

テレビ(ケーブルテレビを含む)、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系無線(戸別受信機)、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網等

- (4) 情報提供機関の連携
村、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。
また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。
- (5) 要配慮者への配慮
村、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者及び外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。
- (6) 情報の入手が困難な者への配慮
村及び県は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者及び帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

- (1) 窓口の設置
村及び県(県民活動支援・広聴課ほか)等は、必要に応じ、発災直後速やかに村民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。
- (2) 安否情報の提供
村及び県(危機管理課)は、被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。
この場合において、村及び県(危機管理課)は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関及び都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

4 報道機関に対する発表の方法

- (1) 報道機関に対する発表は、災害の規模及び社会的影響時等を勘案の上、できるだけ速やかに発表をするものとする。
- (2) 発表に当たっては、関係機関の情報を事前に十分調整の上、行うものとする。
- (3) 応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

第9章 社会秩序の維持に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

第1節 社会秩序の維持

県警察

1 安全確保

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。また、村は県警察に必要な応じて上記の活動を求めるものとする。

2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び村民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、村民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

村[全ての部局]

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 村、県及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 村及び県は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等における被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 社会教育施設等は、避難所等に利用される場合も少なくないので、村は、被害状況の収集に努めるとともに、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。
- (4) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、村、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (5) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関の災害対策現地情報連絡員(リエゾン)は、相互に連携し活動するものとする。
- (6) 危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性及び引火性物品、あるいは毒物、劇物等の保有施設管理者は、災害による被害を最小限にとどめ、施設の従事者並びに周辺村民に対する危害防止を図るため、関係機関と相互に協力し被害の軽減の対策を定めるものとする。

本節の関係資料

資料編 16-6 災害時における応急復旧業務に関する協定書

第2節 公共土木施設の応急復旧

村[田園整備課]、公共土木施設の管理者

1 実施主体

公共土木施設等の災害応急対策は、施設管理者が行うものとし、村長は、その管理する公共土木施設等の災害応急対策を行う。

ただし、村長が行う応急措置が困難なときは、関係機関の応援を得て災害応急対策を行う。

2 応急措置

村長は、その管理する公共土木施設等が被害を受けたことにより被害が拡大するおそれがあるとき、あるいは応急対策上施工する必要があるときは、できる限り速やかに実情に即した方法により応急措置を行う。

3 その他

- (1) 村は、その管理する公共土木施設等の応急工事又は応急対策を実施する工事について、工法上疑義が生じた場合又は生ずるおそれがある場合は、事前に関係機関と協議しておく。
- (2) 応急工事を実施する場合は、被害状況を知るに足る写真、その他関係資料を整備しておく。
- (3) 公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

本節の関係資料

資料編 16－6 災害時における応急復旧業務に関する協定書

第3節 電力施設の応急復旧

電気事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県(発電課)は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県(発電課)は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、村民に対し広報を行うものとする。

第4節 ガス施設の応急復旧

L Pガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

L Pガス事業者は、被災したL Pガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

L Pガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 ガス関係機関相互間の応援

L Pガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

4 供給再開時の安全確認

L Pガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

5 広報活動

L Pガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、村民に対し広報を行うものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

村[田園整備課]

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水設備、給水管、下水道管きょ、下水終末処理施設等の水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

2 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、村民に対し広報を行うものとする。

第6節 電気通信設備の応急復旧

電気通信事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
- (2) 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板(w e b 1 7 1)」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、村民に対し広報を行うものとする。

第11章 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第1節 二次災害の防止

村[田園整備課]、施設管理者

1 二次災害の防止活動

- (1) 村及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、村民の避難、応急対策を行うものとする。
- (2) 村は、前橋地方気象台より提供される応急活動を支援するための地震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等に留意するものとする。

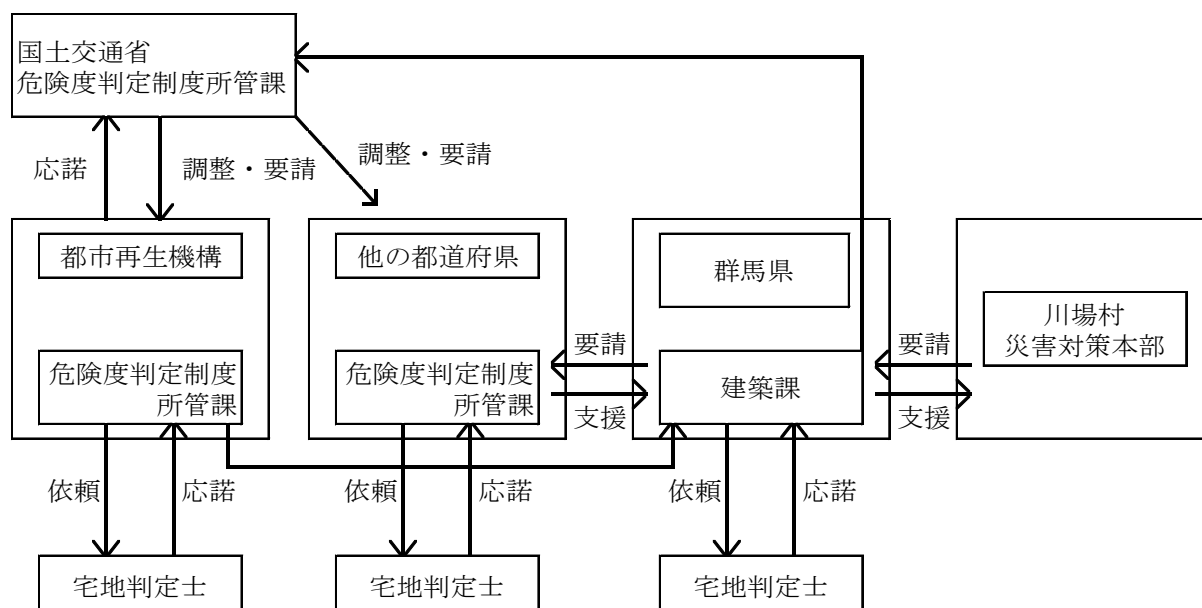
2 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者、その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関及び村民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (3) 村は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難勧告等の判断が行えるように、県(砂防課)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を受けることができる。

3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 村は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (2) 村は、宅地が被災した場合、災害対策本部が判定活動の実施を決定して、県(建築課)に被災宅地危険度判定士の応援を要請する。
被災宅地危険度判定士は、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。判定結果は、3種類に区分され、各々被害程度に応じた調査票(ステッカー)を現地に貼る。

実施体系図



4 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関及び警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関及び警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 村、県(消防保安課、薬務課、環境保全課)、消防機関又は警察機関は、危険物、有害物質の漏えい及び石綿の飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

本節の関係資料

- 資料編 12-3 被災宅地危険度判定に必要となる資器材一覧表
- 同 12-4 被災宅地危険度判定調査票
- 同 12-5 被災宅地危険度判定ステッカー

第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、村及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

村[健康福祉課]、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のNPO・ボランティア関係団体

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分・配給 入浴サービスの提供 避難所の清掃 ごみの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 瓦礫の撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士会等) 被災宅地危険度判定(建築士会等) 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 受入窓口の開設

村、川場村社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、村災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティア本部の設置、運営に関する検討等

本会議の要請により群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」は、村災害ボランティアセンターによるボランティアの受入れ等に必要な支援及び連絡調整を行う。

3 ボランティアニーズの把握

- (1) 村及び村災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握し、被災現地内での調整が不能の場合は、県ボランティアセンターに連絡し、広域調整に努める。
- (2) 災害復旧が長期間にわたる場合、県の協力を得て長期的な支援体制を組むものとする。

4 ボランティアの受入れ

村災害ボランティアセンターは、川場村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

5 ボランティア活動の支援

災害対策本部内に、ボランティア対策班を設置し、ボランティア活動が効果的かつ円滑に行われるよう次の支援を行う。

- (1) ボランティアネットワーク(ボランティア連絡会議)による被災現地での一般ボランティア受入れ体制(現地活動拠点)の確立支援
- (2) 現地活動拠点におけるボランティア受入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援
- (3) 各被災地におけるボランティアニーズの把握、調整
- (4) 現地活動拠点での事務機器等必要器材の支援
- (5) ボランティアの宿舎場所等の斡旋、支援
- (6) 被災地、避難場所等の関係情報の提供

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、村のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、村、県(県民活動支援・広聴課ほか)及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

7 公共的団体等のボランティア活動への支援

公共的団体等については、それぞれの行う事務又は業務を通じて、ボランティア活動に支援するものとする。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

村[健康福祉課]、その他の防災関係機関

村は、災害に際し、地方公共団体、各種民間団体及び一般個人からの義援金品の募集並びに罹災者への配分は、以下に定めるところによる。

1 義援物資の受入れ

- (1) 義援物資の受入れ要否の判断
県(健康福祉課)は、地方公共団体や企業等から大口の義援物資供給の申出があったときは、申出のあった品目の各指定避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。
- (2) 需要の把握
県が義援物資の受入れを決定した場合、村は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。
- (3) 受入機関の決定
村及び県(健康福祉課)は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(村と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。
- (4) 集積場所の確保
受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所として、川場村武道館又は道の駅川場田園プラザ・ファーマーズマーケットとする。
なお、その他の集積場所の選定に当たっては、村における仕分作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。
- (5) 受入希望物資の公表
受入機関は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて国民に公表する。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努める。
- (6) 受入物資の仕分
受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分を行うものとする。
- (7) 受入物資の配分
村が受け入れた物資については、村が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、村と県(健康福祉課)とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。
なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎる余り配分が遅延することのないよう、注意するものとする。
- (8) ボランティア及び民間事業者等の活用
大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。
- (9) 小口・混載の義援物資
小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分などの作業が必要となり、村の負担となることから、原則として受け付けないこととする。
県(健康福祉課、メディアプロモーション課)は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

村及び県(健康福祉課)は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

村及び県(健康福祉課)は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、村が行うものとする。

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

村[総務課、健康福祉課]

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、村、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 避難行動要支援者と要配慮者

(震災対策編第1部第4章第1節1「避難行動要支援者と要配慮者」に準ずる。)

2 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

- ア 村は、地震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から情報を積極的に収集する。
- イ 村長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難勧告等の発令を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ウ 村は、避難勧告等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 村は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者施設の管理者に対し、防災気象情報や避難勧告等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

- 村は、避難勧告等を発令する場合には、次の事項を留意の上、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。
- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、避難支援等関係者の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
 - イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、避難支援等関係者は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、最も安全と思われる経路を選定する。
 - ウ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品・飲料水・生活必需品等及び車椅子、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師及び看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。
 - エ 指定避難所での生活に不自由を来し、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先の斡旋を要請するものとする。

(3) 安否の確認

村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

3 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(震災対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。)

(2) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、村長から避難勧告等の発令があったとき、若しくは地震による二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、村民、自主防災組織、消防機関及び警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、村民、自主防災組織、消防機関及び警察機関等に応援を要請する

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品等の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(3) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、村又は県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先の斡旋を要請するものとする。

ウ 村及び県(要配慮者利用施設所管の各課)は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、斡旋に努めるものとする。

エ 災害時相互応援協定締結施設の管理者は、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

4 支援体制

(1) 消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等に協力する。

(2) 村民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等に協力する。

5 ぐんまDWA T

- (1) ぐんまDWA Tは、要配慮者等福祉支援が必要な者の避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。
 - ア 福祉ニーズの把握
 - イ 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等
 - ウ 指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備
 - エ その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援
- (2) 県(健康福祉課)は、次の派遣基準に基づき、県社会福祉協議会に対し、ぐんまDWA Tの派遣を要請する。
 - ア 県内で災害救助法の適用が検討される程度の災害が発生したと見込まれる場合
 - イ 指定避難所等を設置する村から県(健康福祉課)に対して派遣要請があった場合
 - ウ 国又は他都道府県から派遣要請があった場合
 - エ その他緊急性があり、派遣することが必要であると認められる場合

第14章 その他の災害応急対策

第1節 学校の災害応急対策

村[教育委員会事務局]

村は、災害を受けた学校、その他文教関係施設の応急復旧及び応急教育方法、教材、学用品、給食等
応急対策は、以下に定めるところによる。

1 地震情報の把握

小学校及び中学校管理者(以下、この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ、インターネット等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 学校施設の応急復旧

村は、被害状況の収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧に努めるものとする。

- (1) 軽易な校舎の被害の場合は応急修理を行い、教室不足のときは特別教室を転用する等の措置をとる。
- (2) 被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は集会場等を使用する措置をとる。
- (3) 机、椅子、教材等が不足するときは近隣の学校等から余剰のものを集め授業に支障のないようにする。

5 被害状況の調査報告

- (1) 学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と併せて教育委員会等関係機関に連絡する。
- (2) 応急対策計画の策定のため、学校管理者は次の事項について被害状況を速やかに収集し、教育長に報告する。
 なお、教育長は、村長に遅滞なく報告する。
 ア 学校施設の被害状況
 イ その他教育施設の被害状況
 ウ 教員、その他職員の罹災状況
 エ 児童・生徒の罹災状況
 オ 応急措置を必要とする事項
- (3) 教育長は、取りまとめた被害状況を教育委員会等関係機関へ報告する。

6 応急教育施設の予定場所

村は災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね、次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、応急教育の実施に努めるものとする。

災害の規模及び被害程度	応急教育予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、屋内運動場
学校の校舎が全部災害を受けた場合	文化会館等公共施設
特定地域全体が災害を受けた場合	(隣接無災害地域の応援を要請し) 最寄りの学校施設 その他集会場等公共施設

7 応急教育の方法

- (1) 応急授業に当たっては、被害児童・生徒の負担にならないように配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意するものとする。
- (2) 被害により、授業が不可能となったときは休校とする。
 なお、授業の不可能な状態が長期間にわたるときは、学校と保護者との連絡方法、組織(通学班、育成会等)家庭学習等の整備、工夫をする。

8 教材、学用品等の調達及び配給方法

- (1) 災害救助法による措置
 教材、学用品等の調達及び配給は、知事が村長の協力を求めて行うものとし、村長は教育委員会及び学校の協力を得るものとする。ただし、状況に応じて村長に事務委託されるものとする。
 ア 教材、学用品等の支給を受ける者
 学用品の支給は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

イ 学用品等の範囲

- (ア) 教科書及び教材
- (イ) 文房具(ノート、鉛筆、クレヨン、画用紙、下敷き等)
- (ウ) 通学用品(運動靴、傘、カバン、長靴等)

ウ 支給の期間

支給学用品等は、次に定める期間内に支給対象者に手渡されるようにする。

- (ア) 教科書及び教材 災害発生の日から1か月以内
- (イ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内

エ 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第1による。

(2) 災害救助法が適用されない場合等の措置

災害救助法が適用されない災害、又は災害救助法適用災害で住家の被害が(1)のアに達しない場合で、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品を斡旋する。

9 給食等の措置

村は、次の点に留意し、応急給食を実施するものとする。

- (1) 施設等に被害があった場合、衛生管理に配慮した上で、できる限り学校給食を継続して実施するものとする。
- (2) 施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

10 教育実施者の確保

災害により教育職員に欠員を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は、教科指導等が困難な場合は教育職員を補充する。

なお、補充に当たっては、地方公務員法第22条による臨時任用とする。

11 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、6により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第2節 文化財施設の災害応急対策

村[教育委員会事務局]

1 地震情報の把握

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と併せて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 村及び県(文化財保護課)は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

本節の関係資料

資料編 13-1 村内文化財一覧表

第3節 生業資金等の貸与

村[健康福祉課]

罹災者の生業に必要な資金の貸与は、以下により行うものとする。

1 生業資金の貸与

災害救助法が適用された場合の貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 生業資金の貸与を受ける世帯
 - ア 住家が全焼、全壊又は流失し、生業の手段を失った世帯であること。
 - イ 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実で具体的事業計画を有すること。
 - ウ 償還能力がある者であること。
- (2) 貸与期間及び期間の延長
貸与は、災害発生の日から1か月以内とする。
- (3) 生業資金貸与の方法
 - ア 生業費1件当たり30,000円以内
 - イ 就職支度費1件当たり15,000円以内
- (4) 貸与の条件
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子

2 その他の資金の貸与

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) その他の資金

本節の関係資料

- 資料編 15-1 災害弔慰金等の支給制度
同 15-2 住宅再建・取得の支援制度

第4節 労働力の確保

村[むらづくり振興課]、群馬労働局、各防災関係機関

災害時における賃金職員等の供給は、以下に定めるところにより実施する。

1 実施主体

- (1) 災害応急対策の実施に必要な賃金職員等は、必要に応じ当該地域内から災害応急対策責任者が確保する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、村長に救助の実施が委任されているものを除き、その実施に必要な賃金職員等は知事が確保する。

2 災害救助法適用時の賃金職員等の雇い上げ

- (1) 賃金職員等雇い上げの範囲
次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の賃金職員等を雇い上げるものとする。
 - ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 救済用物資の整理、輸送及び配分
 - カ 遺体の搜索
 - キ 遺体の処理
- (2) 雇い上げ期間
当該救助の実施が認められる期間内とする。
- (3) 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則別表1による。

3 公共職業安定所の措置等

- (1) 公共職業安定所長は、災害時において賃金職員等の供給が円滑に実施できるよう、求職者の市町村別及び職種別人員の把握等に努めておくものとする。
- (2) 公共職業安定所長の措置する賃金職員等の確保について、資料の提供、求職者に対する連絡等、積極的に協力するものとする。
- (3) 公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して賃金職員等の確保に努めるものとし、確保できた賃金職員等については、速やかに紹介するものとする。

4 求人申込みの方法

- (1) 災害応急対策責任者は、職業安定法第36条に基づく賃金職員等の募集のみでは労働力の確保が不十分なときは、所轄公共職業安定所長に文書又は口頭で賃金職員等の供給の斡旋を要請するものとする。
- (2) (1)により公共職業安定所長に求人申込みをする場合は、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 職種別所要賃金職員等数
 - イ 作業場及び内容
 - ウ 労働条件
 - エ 宿泊施設の有無
 - オ その他の必要事項

5 賃金職員等に対する費用の負担

災害応急措置の実施について必要な賃金職員等に対する報酬については、その地域における通常の賃金を考慮の上負担するものとする。

6 賃金の支払

各賃金職員等の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を賃金職員本人に通知するものとする。

第5節 災害救助法の適用

村[総務課]

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に本村に適用される。

- (1) 30世帯以上の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本村の15世帯以上の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、村長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を村長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事(危機管理課)は、村からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を村長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を村長に通知するとともに公示する。

7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、以下のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

本節の関係資料

資料編 14－1 災害救助基準

第6節 動物愛護

村[住民課]

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関、県獣医師会、動物愛護団体及びボランティア等関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

(1) 実施機関

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施するので、村はその活動を支援する。

(2) 実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施することとする。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

2 県への情報提供

村は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報提供することとする。

3 家庭動物の所有者の努め

家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、村民の意向を尊重し、村及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

村[総務課]

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、県は、知事を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

2 基本方向の決定

村及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者及び村民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3 村民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、村及び県が主体となって村民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障害者及び高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

村及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国及び他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

村[全ての部局]

1 被災施設の復旧等

- (1) 村、県及びその他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 村、県及びその他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

2 災害復旧事業の種類

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について、速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等を参照すると、以下の事業計画等が考えられる。

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
 - ア 河川公共土木施設事業復旧計画
 - イ 砂防設備事業復旧計画
 - ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - エ 地すべり防止施設事業復旧計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設事業復旧計画
 - カ 下水道事業復旧計画
 - キ 道路公共土木施設事業復旧計画
- (2) 農林水産業施設事業復旧計画
- (3) 水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧計画
- (8) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (9) その他の計画

3 復旧事業の方針

- (1) 復旧事業実施体制
災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、村は実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。
- (2) 災害復旧事業計画
被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県の負担・補助を受けた事業の決定が得られるよう努める。

4 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会及びNPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、村及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

村は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

村は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、村民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省 平成29年9月）によるものとする。

(4) 広域応援

村は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編 11-1 利用清掃施設一覧表

第3節 計画的復興の推進

村[総務課]

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、村は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 村の復興計画においては、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 村及び県は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者及び高齢者等の要配慮者など多様な村民の意見を反映するよう努める。
- (4) 村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (5) 村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 村及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適なむら環境を目指し、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の村民のみならず将来の村民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で集落のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、村民の理解を求めるものとする。あわせて、障害者、高齢者及び女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
村及び県は、復興のため集落の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な集落の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 村及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 村及び県は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を村民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 村及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 村及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、村民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

村[総務課、住民課、健康福祉課]、群馬労働局、社会福祉協議会

1 罹災証明書の交付

- (1) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、村に対し必要な支援を行うものとする。
- (2) 村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を窓口にて交付するものとする。
- (3) 火災により焼失した住家等は、消防が消防法に基づき火災調査を行うものとする。
- (4) 村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等の住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県(危機管理課、建築課)は、村の活動の支援に努めるものとする。

2 被災者台帳の作成

- (1) 村は、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 災害弔慰金の支給等

村及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

村は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県(小規模)災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度)
- (6) 生活福祉資金(災害援護資金)

4 税の徴収猶予及び減免等

村及び県(税務課)は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5 雇用の確保

- (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置
公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(災害救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。
- (2) 被災者に対する就労支援等
公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

6 住宅再建・取得の支援

村及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

7 恒久的な住宅確保の支援

村及び県(住宅政策課)は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

村及び県(住宅政策課)は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

村及び県(住宅政策課)は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

10 支援措置の広報等

村及び県(メディアプロモーション課、県民活動支援・広聴課ほか)は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった村と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 災害復興基金の設立等

村及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

12 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、村及び県等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

本節の関係資料

- | | | |
|-----|------|--------------|
| 資料編 | 6－4 | 罹災証明書様式 |
| 同 | 15－1 | 災害弔慰金等の支給制度 |
| 同 | 15－2 | 住宅再建・取得の支援制度 |

第5節 被災中小企業等の復興の支援

村[総務課、むらづくり振興課、田園整備課]

1 中小企業の被災状況の把握

村及び県(経営支援課)は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

村及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金(Cタイプ：災害復旧関連要件)
- (2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。)第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証)
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

村及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 日本政策金融公庫による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

村及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

村及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

本節の関係資料

- 資料編 15－3 中小企業者に対する低利融資制度
- 同 15－4 農林水産業者に対する助成・低利融資制度

第6節 公共施設の復旧

村[全ての部局]

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。
なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

- (1) 迅速な査定の確保
公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。
- (2) 迅速な復旧事業の実施
公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 感染症予防法
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (6) 予防接種法
- (7) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (8) 下水道法
- (9) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第7節 激甚災害法の適用

村[全ての部局]

1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 村長は、激甚災害法に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事(危機管理課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、内閣総理大臣に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2 特別財政援助の受入れ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
 - ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県及び保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、村長が指定した場所に集積されたもの又は村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、村が行う排除事業
 - セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的にかさ上げる。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的にかさ上げる。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)

(ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)

土地改良区等の行うたん水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)

(ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

(イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)

小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子父子寡婦福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1か所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

村[総務課]、関東財務局

1 復旧資金の確保

村及び県(財政課)は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について村又は県から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- (1) 災害つなぎ資金の融資(短期)
- (2) 災害復旧事業資金の融資(長期)
- (3) 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

《 改 訂 履 歴 》

昭和	年	月	日	策定
昭和 5 8	年	3 月	3 1 日	改訂
平成 1 1	年	3 月	3 1 日	改訂
平成 2 6	年	3 月	3 1 日	改訂
令和 3	年	3 月	3 1 日	改訂
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	



川 場 村

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390番地2
TEL : 0278-52-2111 FAX : 0278-52-2333